

【公開版】

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 日本原燃株式会社 |                     |
| 資料番号     | 監視 00-02 <u>R 3</u> |
| 提出年月日    | 令和4年7月13日           |

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（監視）

（MO X燃料加工施設）

## 1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 37 条 監視測定設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

# 別紙

## 監視00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(監視)】

| 別紙    |                             |      |     | 備考          |
|-------|-----------------------------|------|-----|-------------|
| 資料No. | 名称                          | 提出日  | Rev |             |
| 別紙1   | 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較        | 7/13 | 3   |             |
| 別紙2   | 基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 | 7/13 | 3   |             |
| 別紙3   | 基本設計方針の添付書類への展開             | 9/3  | 0   | ※本別紙は追而とする。 |
| 別紙4   | 添付書類の発電炉との比較                | 9/3  | 0   | ※本別紙は追而とする。 |
| 別紙5   | 補足説明すべき項目の抽出                | 9/3  | 0   | ※本別紙は追而とする。 |
| 別紙6   | 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ          | 9/3  | 0   | ※本別紙は追而とする。 |



## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (1 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五     | 発電炉設工認 基本設計方針                  | 備考        |
|---|--|--|---------------------|--------------------------------|-----------|
| <p>(監視測定設備)<br/>第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。①②③④⑥</p> <p>2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。⑤</p> <hr/> <p>事業許可基準規則<br/>監視測定設備<br/>第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。⑥</p> | <p>第2章 個別項目<br/>6.放射線管理施設<br/>6.1 放射線管理施設の基本方針<br/>放射線管理施設的设计に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染及び作業環境の監視を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、個人管理設備及び出入管理設備を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度並びに床面及び壁その他の人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて、管理する。</p> | <p>三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法<br/>ロ. 加工施設の一般構造<br/>(ト) その他の主要な構造<br/>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>⑩ 放射線管理施設<br/>再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。②<br/>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設ける設計とする。②</p> <p>⑪ 監視設備<br/>MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設ける設計とする。②<br/>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時</p> | <p>② 発電炉との差異の理由</p> | <p>第2章 個別項目<br/>1. 放射線管理施設</p> | <p>備考</p> |

**【凡例】**

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)  
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分  
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項  
 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所  
 紫字：比較対象外箇所(DB設備に関する記載)  
：発電炉との差異の理由 ：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (2 / 68)

| 技術基準規則 | 設計認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設計認 基本設計方針 | 備考   |
|--------|--|---|--|---------------|--|
|        | <p>放射線管理施設には、MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設ける設計とする。</p> | <p>の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。㊦</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。㊦</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。㊦</p> <p>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦①-1, ②-1, ③-1, ④-1</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦⑤-1</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦⑥-1</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2, ②-2】、代替モニタリング設備【①-15, ②-14】、試料分析関係設備【③-2】、代替試料分析関係設備【③-10】、環境管理設備【④-2, ⑤-2】、代替放射能観測設備【④-9】、代替気象観測設備【⑤-12】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2】で構成する。</p> | <p>事業変更許可申請書 添付書類五</p> <p>へ、放射線管理施設<br/>(ロ) 重大事故等対処設備<br/>(1) 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。㊦</p> <p>監視測定に係る目的に基づく設備一覧表及び対処の実施項目を添5第35表及び添5第36表に示す。㊦</p> <p>監視測定設備の機器配置概要図を添5第51図に示す。㊦</p> <p>放射線監視設備(排気モニタリング設備)の系統概要図を添5第52図に示す。㊦</p> |               | <p>①-1, ②-1 (P12, 21 ~)</p> <p>③-1, ④-1 (P12 ~)</p> <p>⑤-1 (P12 ~)</p> <p>⑥-1 (P12 ~)</p> <p>①-2, ②-2 (P12 ~)</p> <p>①-15, ②-14 (P12, 21 ~)</p> <p>③-2, 10, ④-2, 9, ⑤-2, 12, ⑥-2 (P12 ~)</p> |

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十七条 （監視測定設備）（3 / 68）

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>代替モニタリング設備（可搬型排気モニタリング設備）の系統概要図を添5第53図に示す。◇</p> <p>代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送装置の系統概要図を添5第54図に示す。◇</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング用発電機，代替試料分析関係設備の可搬型排気モニタリング用発電機，代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機と各負荷設備との接続時の系統図を添5第55図に示す。◇</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備の一部は，再処理施設と共用する。◇</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>代替モニタリング設備は，常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。◇</p> <p>① 共通要因故障に対する考慮</p> <p>基本方針については，「イ．(ハ) (1) ① a．共通要因故障に対する考慮」に示す。◇</p> <p>a．可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，共通要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は，排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替試料分析関係設備は，共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加</p> |               |    |



## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十七条（監視測定設備）（4 / 68）

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は、試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は、共通要因によって環境モニタリング設備又は環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備及び環境管理設備が設置される周辺監視区域境界付近、環境管理建屋近傍及びMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型風向風速計は、共通要因によって環境モニタリング設備又は気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近及びMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>② 悪影響防止<br/>基本方針については、「イ.(ハ)(1)①b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備<br/>排気モニタリング設備、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト、排気筒、環境モニタリング設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備<br/>屋外に保管する環境管理設備の放射能</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十七条 （監視測定設備）（5 / 68）

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|---|---------------|----|
|        |               |              | <p>観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>③ 個数及び容量<br/>基本方針については、「イ. (ハ) (1) ② 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備<br/>(a) 放射線監視設備<br/>排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定のために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、2系列を有する設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、9台を有する設計とする。◇</p> <p>(b) 試料分析関係設備<br/>放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>(c) 環境管理設備<br/>再処理施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備<br/>(a) 代替モニタリング設備<br/>可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (6 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|---|---------------|----|
|        |               |              | <p>1 台の合計 2 台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 9 台、予備として故障時のバックアップを 9 台の合計 18 台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 9 台、予備として故障時のバックアップを 9 台の合計 18 台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 9 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 10 台の合計 19 台以上を確保する。◇</p> <p>◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーバイメータ (SA) 及び中性子線用サーバイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各 1 台、予備として故障時のバックアップを各 1 台の合計各 2 台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーバイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各 1</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (7 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>台、予備として故障時のバックアップを各1台の合計各2台以上を確保する。</p> <p>◇</p> <p>(b) 代替試料分析関係設備</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>(c) 環境管理設備</p> <p>再処理施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>(d) 代替放射能観測設備</p> <p>再処理施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必</p> |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (8 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>(e) 代替気象観測設備<br/>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>(f) 環境モニタリング用代替電源設備<br/>再処理施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。◇</p> <p>④ 環境条件等<br/>基本方針については、「イ.(ハ)(1) ③ 環境条件等」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備<br/>環境管理設備の気象観測設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (9 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>荷重により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト、排気筒、環境モニタリング設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>また、環境モニタリング設備は森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備の放射能観測車は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用可搬型発電機は「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (10 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>環境管理設備の放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。◇</p> <p>代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型放出管理分析設備及び可搬型風向風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積算荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。◇</p> <p>⑤ 操作性の確保<br/>基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (11 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--|--|---------------|----|
|        |               | <p>へ. 放射線管理施設の構造及び設備<br/> MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、放射線監視設備として排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を、試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を、環境管理設備として放射能観測車を設ける。<sup>[2]</sup></p> <p>環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。<sup>[2]</sup></p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。<sup>[2]</sup></p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。<sup>[2]</sup></p> | <p>接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。◇</p> <p>(3) 主要設備の仕様<br/> 放射線管理施設の重大事故等対処設備の主要設備の仕様を添5第37表に示す。◇</p> <p>(4) 系統構成及び主要設備<br/> ① 系統構成 ◇</p> |               |    |



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (12 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針  | 備考   |
|--|--|---|---|--|--|
| <p>【許可からの変更点】<br/>記載の適正化 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】<br/>モニタリングポスト及びダストモニタの設備階層を示すために記載した。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉は、代替電源を非常用電源設備の基本設計方針で記載しているのに対し、MOX燃料加工施設の事業変更許可では、放射線管理施設に係る代替電源は自条文中で説明しているため。</p> | <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。①-1, ②-1, ③-1, ④-1</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。⑤-1</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-1, 22】及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-1, 22】の電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。⑥-1</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2, ②-2】、代替モニタリング設備【①-15, ②-14】、試料分析関係設備【③-2】、代替試料分析関係設備【③-10】、環境管理設備【④-2, ⑤-2】、代替放射能観測設備【④-9】、代替気象観測設備【⑤-12】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2】で構成する。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> | <p>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1, ②-1【①P21へ】、③-1, ④-1</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑤-1</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑥-1</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2, ②-2】、代替モニタリング設備【①-15, ②-14】【②P21へ】、試料分析関係設備【③-2】、代替試料分析関係設備【③-10】、環境管理設備【④-2, ⑤-2】、代替放射能観測設備【④-9】、代替気象観測設備【⑤-12】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2】で構成する。</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。②</p> <p>非常用所内電源系統については、「ト.(イ)3 所内電源設備」に記載する。②</p> | <p>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を使用する。①</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内の風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるようにするため、環境管理設備の気象観測設備及び代替気象観測設備を使用する。①</p> <p>常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)への給電を可能とするため、環境モニタリング用代替電源設備を使用する。①</p> <p>放射線監視設備は、排気モニタリング設備、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト、排気筒及び環境モニタリング設備で構成する。①</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。①</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成する。①</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機で構成する。①</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。①</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能</p> | <p>1.1 放射線管理用計測装置<br/>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために、環境測定装置を保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセスモニタリング設備に示す重大事故等対処設備、エリアモニタリング設備のうち使用済燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ)、使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ)とする。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容</p> | <p>①-1, ②-1, ③-1, ④-1 (P2から)</p> <p>⑤-1 (P2から)<br/>⑥-1 (P2から)</p> <p>⑧-1 (P20から)<br/>⑧-22 (P24から)</p> <p>①-2, 15, ②-2, 14, ③-2, 10, ④-2, 9, ⑤-2, 12, ⑥-2 (P2から)</p> <p>(発電炉の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉には、計測機器の故障による当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備の設置要求があることに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則において要求されていないため。</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (13 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針  | 備考   |
|--------|--|---|---|--|--|
|        | <p>6.1.1 放射線監視設備<br/>放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイに使用する放射性サーベイ機器で構成する。</p> | <p>(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類<br/>屋内管理用の主要な設備は、以下の設備で構成し、これらの設備を用い、屋内の放射線管理を行う。②</p> <p>(1) 放射線監視設備<br/>MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ、エアスニファ及び臨界検知用ガスモニタを設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。②</p> <p>(2) 試料分析関係設備<br/>作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。②</p> <p>(3) 個人管理設備（個人管理用設備）<br/>放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。②<br/>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び再処理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。②</p> <p>(4) 出入管理設備<br/>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設ける。②</p> | <p>観測設備で構成する。◇<br/>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。◇<br/>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。◇<br/>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇<br/>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、環境管理設備の放射能測定車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。◇<br/>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。◇<br/>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。◇<br/>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇<br/>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。◇<br/>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。◇<br/>情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。代替グローブボックス排気設備の一部である可搬型ダクトを可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇<br/>代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p> | <p>器の線量当量率等のパラメータの計測が困難となった場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。<br/>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。<br/>原子炉格納容器内の放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。<br/>重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われずとも帳票が出力できる設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。<br/>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p> | <p>(発電炉の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉には、計測機器の故障による当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備の設置要求があることに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則において要求されていないため。</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (14 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針            | 備考 |
|--------|--|---|--|--------------------------|----|
|        | <p>(1) 屋内モニタリング設備<br/>MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エアモニタ、ダストモニタ、エアスニファ及び臨界検知用ガスモニタを設置する設計とする。<br/>エアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。<br/>エアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。</p> | <p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類<br/>屋外管理用の主要な設備は、以下の設備で構成し、これらの設備を用い、気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度等の監視並びに周辺監視区域境界付近の線量等の監視を行う。②</p> <p>(1) 放射線監視設備<br/>MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。②<br/>環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。②<br/>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。②<br/>また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域付近の空間放射線量測定のための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。②</p> | <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇<br/>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇<br/>代替グローブボックス排気設備については、「ホ.(イ)(2)②b. 系統構成及び主要設備」に、所内電源設備については、「ト.(イ)(3)②d. 系統構成」に、代替電源設備については、「ト.(イ)(3)②d. 系統構成」に、補機駆動用燃料補給設備については、「ト.(イ)(4)④ 系統構成」に、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「ト.(イ)(8)②d. 系統構成及び主要設備」に示す。◇</p> <p>② 主要設備<br/>a. 放射線監視設備</p> | <p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (15 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針  | 備考 |
|--------|--|--------------|--|--|----|
|        | <p>(2) 屋外モニタリング設備<br/>屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>a. 排気モニタリング設備<br/>MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、排気モニタを設置する設計とする。<br/>排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。<br/>排気モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。</p> |              | <p>(発電炉の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>重大事故等に対処するためのプールエリア放射線モニタについては、MOX 燃料加工施設は使用済燃料プールが設置されておらず、MOX 燃料加工施設の技術基準規則において要求されていないため。</p> <p>(発電炉の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>重大事故等に対処するための緊急時対策所エリアモニタについては、当社では MOX 燃料加工施設の技術基準規則第三十八条の基本設計方針に記載するため。</p> | <p>(設計基準の設備に係る記載のため中略)<br/>重大事故等時に使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) 及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) を設け、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。<br/>使用済燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) 及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> | 備考 |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (16 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|--|--|--|---------------|----|
| <p>【許可からの変更点】<br/>設計基準対象設備と重大事故等対処設備を明確化するため</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> | <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。①-3, 14</p> <p>重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は、排気モニタ、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。①-4</p> <p>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。①-5</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。①-9, 12, 14, ④-1, 4, 6</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。①-11, ④-3</p> <p>排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。①-14, ④-6</p> | <p>重大事故等時において、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び総量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-3, ②-3</p> <p>【③P19へ】<br/>放射線監視設備は、排気モニタリング設備、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト、排気筒及び環境モニタリング設備で構成する。①-4, ②-4</p> <p>【④P19へ】<br/>重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒及び代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする。①-5</p> <p>【⑤P23へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-9【⑨P21から】、④-1</p> <p>【⑩P21から】<br/>情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-12, ④-4【⑥P21から】</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。①-11, ④-3</p> <p>【⑬P21から】</p> <p>放射線監視設備及び代替モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。①-14【⑳P22から】、④-6【㉑P22から】</p> | <p>排気モニタリング設備は、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。◇</p> <p>環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近をモニタリング対象とする設計とする。◇</p> <p>排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性気体廃棄物中の放射性物質を排気筒において連続的に捕集し、放射性物質の濃度を測定し、記録する設計とする。◇</p> |               | 備考 |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (17 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針  | 備考        |
|--|---|--|---|--|-----------|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更】<br/>                     表現の統一化。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】<br/>                     詳細な保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX 燃料加工施設の事業変更許可では排気モニタリング設備と括って記載しているが、設工認では対象設備を記載するため。</p> | <p>排気モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-5</p> <p>排気モニタは、MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定のために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。⑨-1</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-1</p> <p>排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-1</p> <p>排気モニタは、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。⑫-2</p> | <p>放射線監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-5【④P25 から】</p> <p>排気モニタリング設備は、MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、2 系列□を有する設計とする。⑨-1【④P25 から】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる放射線監視設備は自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-1【④P27 から】</p> <p>放射線監視設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-1【④P28 から】</p> <p>排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。⑫-2【④P28 から】</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>                     仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> | <p>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の排出経路における放射線量率を測定し、放射性物質濃度を推定できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ)、フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ)を設ける設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ)、フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ)は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> | <p>備考</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (18 / 68)

| 技術基準規則 | 設計認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設計認 基本設計方針   | 備考 |
|--------|---|--------------|--|---|----|
|        | <p>b. 環境モニタリング設備</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計(再処理施設と共用(以下同じ。))を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。</p> <p>再処理施設のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用する。</p> <p>モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> |              | <p>(発電炉の記載)<br/>                 &lt;不一致の理由&gt;<br/>                 モニタリングポストに給電するための設備は、MOX燃料加工施設では「6.1.8 環境モニタリング用代替電源設備」の基本設計方針にて記載するため。</p> | <p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備<br/>                 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>モニタリング・ポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。<br/>                 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (19 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--|--|--|--|---------------|----|
| <p><b>【許可からの変更点】</b><br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p><b>（当社の記載）</b><br/>＜不一致の理由＞<br/>発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> | <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。②-3</p> <p>重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は、モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。②-4</p> <p><b>【許可からの変更点】</b><br/>環境モニタリング設備の構成を明確に示すために記載した。</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。②-5</p> <p>環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。②-15</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。②-10, 13, ④-1, 6</p> <p>環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。②-13, ④-6</p> | <p>重大事故等時において、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。②-3</p> <p><b>【③P16 から】</b><br/>放射線監視設備は、排気モニタリング設備、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト、排気筒及び環境モニタリング設備で構成する。②-4</p> <p><b>【④P16 から】</b></p> <p><b>【許可からの変更点】</b><br/>設計基準対象設備と重大事故等対処設備を明確化するために記載した。</p> <p>重大事故等時において、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。②-5</p> <p>環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。②-15</p> <p><b>【⑩P58 から】</b></p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。②-10 <b>【⑩P21 から】</b> ④-1</p> <p><b>【⑪P21 から】</b></p> <p>放射線監視設備及び代替モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「ト (イ) (8) ④ 情報把握設備」に示す。②-13 <b>【⑨P22 から】</b>、④-6 <b>【⑩P22 から】</b></p> | <p>環境モニタリング設備のモニタリングポストは、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続監視し、記録する設計とする。◇</p> <p>環境モニタリング設備のダストモニタは、周辺監視区域境界付近における放射性物質を連続的に捕集、測定し、記録する設計とする。◇</p> <p>排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備の測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。◇また、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備は、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ測定値を伝送する設計とする。◇</p> |               |    |



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (20 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考                |
|---|--|---|---|---------------|-------------------|
| <p>【許可からの変更点】<br/>再処理施設と共用する設備については、共用した場合においても対処に影響を及ぼさない設計であることを明確にするため、記載を適正化。(以下、同様の適正箇所については、変更点説明を省略する。)</p>    | <p>環境モニタリング設備は、再処理施設と共用する。⑧-1, 22<br/>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2, 23</p>  | <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-22【④P24から】<br/>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-23【⑤P24から】</p> | <p>環境モニタリング設備は、再処理施設と共用する。⑧-1<br/>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-2</p> |               | <p>⑧-1 (P12へ)</p> |
| <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>                         | <p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-5<br/>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-2</p> | <p>放射線監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-5【④P25から】<br/>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-2【④P25から】</p>   |   |               |                   |
| <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>                         | <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-1</p>   | <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる放射線監視設備は自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-1【④P27から】</p>  |   |               |                   |
| <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。⑫-1<br/><br/>(3) 放射線サーベイ機器<br/>放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。</p>                  | <p>放射線監視設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。⑫-1【③P28から】</p>  |   |               |                   |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (21 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考  |
|---|---|---|--|---------------|---|
| <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> | <p>6.1.2 代替モニタリング設備<br/>重大事故等が発生した場合に MOX 燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。①-1, ②-1<br/>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。①-15, ②-14</p> <p>(1) 代替排気モニタリング設備<br/>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。①-6</p> | <p>重大事故等が発生した場合に MOX 燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1, ②-1 【①P12 から】</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備【①-15, ②-14】 【②P12 から】、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</p> <p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。①-6, ②-6 【⑥P30 へ】</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。③<br/>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-9 【⑨P16 へ】、②-10<br/>【⑩P19 へ】、④-1 【⑩P16, 19 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。①-10 【⑩P23 へ】、②-11 【⑬P30 へ】、④-2 【⑭P23, 30 へ】</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。①-11, ④-3 【⑮P16 へ】</p> <p>情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-12, ④-4 【⑯P16 へ】</p> <p>代替グローブボックス排気設備の一部である可搬型ダクトを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> | <p>b. 代替モニタリング設備</p> <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               | <p>①-1, ②-1 (P2 から)</p> <p>①-15, ②-14 (P2 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (22 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--|-----------------|---------------|----|
|        |               | <p>代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。①-13<br/>                 【②P23 へ】、②-12 【②P31 へ】、④-5 【②P23, 31 へ】</p> <p>排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」の一部である、燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。③-1【②P24 へ】</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備を接続するための代替グループボックス排気設備については、「ホ.(イ) 気体廃棄物の廃棄設備」に、③放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」に、③</p> <p>替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」に、③</p> <p>燃料加工建屋可搬型発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「ト.(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に、③</p> <p>放射線監視設備及び代替モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。①-14【②P16, 24 へ】、②-13<br/>                 【②P19, 31 へ】、④-6<br/>                 【③P16, 19, 24, 31 へ】</p> |                 |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (23 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考  |
|--|---|--|--|---------------|---|
| <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> | <p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。①-7</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定する設計とする。①-8</p> <p>代替排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。①-5</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。①-10, ⑭-2</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。①-13, ⑭-5</p> | <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。①-7, ②-7【⑩P30へ】</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。⑨-3, ⑨-4, ⑨-5, ⑨-6, ⑨-7, ⑨-8, ⑨-9</p> <p>重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒及び代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする。①-5【⑤P16から】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。①-10【⑫P21から】、⑭-2【⑭P21から】</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。①-13【⑫P22から】、⑭-5【⑫P22から】</p> | <p>可搬型排気モニタリング設備は、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、◇代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトに接続し、◇MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定し、記録◇する設計とする。①-8</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、②-8【⑫P30へ】環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得る十分な台数を有する設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型ダストモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。②-9【⑬P30へ】</p> |               | <p>⑨-3 (P26へ)<br/>⑨-4 (P26へ)<br/>⑨-5, ⑨-6, ⑨-9 (P33へ)<br/>⑨-8, 9 (P34へ)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (24 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考   |
|---|---|--|--|---------------|--|
| <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「I I-1 第2章 7.3 所内電源設備」の一部である、燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。⑬-1</p> <p>代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。⑭-14, ⑭-6</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離</p> | <p>排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電気設備)」の一部である、燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。⑬-1【⑳P22 から】</p> <p>放射線監視設備及び代替モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。⑭-14【⑳P22 から】、⑭-6【㉑P22 から】</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-22【㉒P20, 32 へ】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-23【㉓P20, 32 へ】</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離</p> | <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機から受電する設計とする。⑬-1</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。⑭</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。⑭</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。⑭</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-3【㉑P32 へ】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-4【㉒P32 へ】</p> |               | <p>⑧-3 (P30 へ)</p> <p>⑧-22 (P12, 30 へ)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (25 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|--|---|-----------------|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-1</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     他条文との記載の横並びのため。(以下同じ)</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリ</p> | <p>を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内にも保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。⑦-1</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-2</p> <p>【⑧P33 へ】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-3 【⑧P33 へ】</p> <p>放射線監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-5 【④P17, 20 へ】</p> <p>排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-1</p> <p>【④P17 へ】</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-2 【②P20 へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリ</p> |                 |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (26 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考  |
|---|--|---|-----------------|---------------|---|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>グ量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-3</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑨-4</p> | <p>グ量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台□、予備として故障時のバックアップを1台□の合計2台□以上を確保する。⑨-3</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-4</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台□、予備として故障時のバックアップを9台□の合計18台□以上を確保する。⑨-5</p> <p>【④P33 へ】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。⑨-6</p> <p>【④P33 へ】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台□、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台□の合計19台□以上を確保する。⑨-7【④P33 へ】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA) 及び中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各1台□、予備として故障時のバックアップを各1台□の合計各2台□以上を確保する。⑨-8【④P34 へ】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のア</p> |                 |               | <p>⑨-3 (P23 から)</p> <p>⑨-4 (P23, 28 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (27 / 68)

| 技術基準規則  | 設計認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設計認 基本設計方針 | 備考 |
|---|---|--|---|---------------|----|
| <p>【「等」の解説】<br/>風（台風）等の詳細は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」で建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示しているため本基本設計方針では記載しない。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】<br/>第三十条（重大事故等対処設備）の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載）<br/>＜不一致の理由＞<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-2</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-3</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。⑩-4</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処</p> | <p>ルファ・ベータ線用サーバイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各1台、予備として故障時のバックアップを各1台の合計各2台以上を確保する。⑨-9【④P34へ】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる放射線監視設備は自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-1【④P17,20へ】</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「ロ.（ト）(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-2【④P34へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-3【⑤P34へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⑩-4【⑤P35へ】</p> <p>代替モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-5【⑥P35へ】</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設計認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               | 備考 |



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (28 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考                 |
|--|--|---|-----------------|---------------|--------------------|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>【「等」の解説】<br/>                     詳細な保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。(以下同じ)</p> | <p>に必要な機能を損なわない設計とする。<br/>                     ⑩-5<br/>                     可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑩-1</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑩-3</p> | <p>放射線監視設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑩-1</p> <p>【◎P17, 20, 35 へ】<br/>                     排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。<br/>                     ⑩-2 【◎P17 へ】<br/>                     可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑩-3 【◎P35 へ】</p> <p>① 主要な設備<br/>                     a. 放射線監視設備<br/>                     [常設重大事故等対処設備]<br/>                     (a) 排気モニタリング設備 (設計基準対象の施設と兼用)<br/>                     i. 排気モニタ 2 系列 □<br/>                     (b) 工程室排気ダクト 1 系列 (設計基準対象の施設と兼用) □<br/>                     (c) グローブボックス排気ダクト 1 系列 (設計基準対象の施設と兼用) □<br/>                     (d) 排気筒 1 基 (設計基準対象の施設と兼用) □<br/>                     (e) 環境モニタリング設備 (再処理施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)<br/>                     i. モニタリングポスト 9 台 □<br/>                     ii. ダストモニタ 9 台 □<br/>                     b. 代替モニタリング設備<br/>                     [可搬型重大事故等対処設備]<br/>                     (a) 可搬型排気モニタリング設備<br/>                     i. 可搬型ダストモニタ 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) □<br/>                     (b) 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) ⑨-4<br/>                     (c) 可搬型環境モニタリング設備 (再処理施設と共用)</p> |                 |               | <p>⑨-4 (P26 へ)</p> |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (29 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考                                    |
|--------|---------------|--|-----------------|---------------|---------------------------------------|
|        |               | <p>i. 可搬型線量率計 18 台 (予備として故障時のバックアップを 9 台) □</p> <p>ii. 可搬型ダストモニタ 18 台 (予備として故障時のバックアップを 9 台) □</p> <p>(d) 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 (再処理施設と共用) 18 台 (予備として故障時のバックアップを 9 台) ⑨-6</p> <p>(e) 可搬型環境モニタリング用発電機 (再処理施設と共用) 19 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 10 台) □</p> <p>(f) 可搬型建屋周辺モニタリング設備</p> <p>i. ガンマ線用サーベイメータ (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) □</p> <p>ii. 中性子線用サーベイメータ (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) □</p> <p>iii. アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) □</p> <p>iv. 可搬型ダストサンプラ (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) ⑨-9</p> <p>(g) 監視測定用運搬車 (再処理施設と共用) 7 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 4 台) ⑨-10</p> <p>【⑥P34 へ】</p> |                 |               | <p>⑨-6 (P33 へ)</p> <p>⑨-9 (P34 へ)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (30 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針  | 備考                      |
|---|--|--|---|--|-------------------------|
| <p><b>【許可からの変更点】</b><br/>代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため。</p> <p><b>(当社の記載)</b><br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b><br/>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p><b>(当社の記載)</b><br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型環境モニタリング設備にて空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定することを記載しているため。</p> <p><b>(当社の記載)</b><br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社では、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備により監視を行うこととしているため。</p> | <p>(2) 代替環境モニタリング設備<br/>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。②-6</p> <p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-3, 22】及び可搬型ダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-3, 22】、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-3, 22】、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーバイメータ(SA)、中性子線用サーバイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーバイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)、可搬型環境モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-3, 22】並びに監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-3, 22】で構成する。②-7</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。②-8</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。②-9</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。②-11, ④-2</p> | <p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。②-6</p> <p><b>【⑩P21 から】</b><br/>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。②-7【⑩P23 から】</p> <p><b>【許可からの変更点】</b><br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b><br/>発電炉の記載に合わせ、記載を修正した。</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。②-11【⑩P21 から】、④-2【⑩P21 から】</p> | <p><b>(発電炉の記載)</b><br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>重大事故等対処設備の測定値の記録設備については、当社ではMOX燃料加工施設の技術基準規則第三十九条の基本設計方針において記載するため。</p> <p><b>(発電炉の記載)</b><br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>MOX燃料加工施設の可搬型モニタリングポストは、内陸部にあるMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近に設置した既設のモニタリングポスト近傍に設置することとしているため。</p> <p><b>(発電炉の記載)</b><br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>緊急時対策所付近の測定については、当社ではMOX燃料加工施設の技術基準規則第三十八条の基本設計方針に記載するため。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、②-8【⑩P23 から】<br/>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。②-9【⑩P23 から】</p> | <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備<br/>(設計基準の設備に係る記載、代替試料分析関係設備及び代替放射能観測設備に係る記載のため中略)<br/>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する移動式周辺モニタリング・ポストを設け、重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。【⑩P33 へ】</p> <p>また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。【⑩P33 へ】</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。【⑩P33 へ】</p> | <p>⑧-3, 22 (P24 から)</p> |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (31 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--|---|--|-----------------|---------------|----|
| <p>【許可からの変更点】<br/>「燃料加工建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p> | <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。②-12, ⑭-5</p> <p>代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。②-13, ⑭-6</p> | <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。②-12</p> <p>【②P22 から】, ⑭-5 【②P22 から】</p> <p>放射線監視設備及び代替モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。②-13 【②P22 から】, ⑭-6 【②P22 から】</p> |                 |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (32 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|---|--|--|---------------|----|
| <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-3, 22</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-4, 23</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-4, 23</p> | <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-22【④P24から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-23【⑤P24から】</p> | <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-3【⑥P24から】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-4【⑦P24から】</p> |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (33 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針   | 備考  |
|---|--|--|--|---|---|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-2</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-3</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-5</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。⑨-6</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-7</p> | <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-2</p> <p>【⑧P25 から】<br/>                     可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-3 【⑧P25 から】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。⑨-5</p> <p>【④P26 から】<br/>                     再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。⑨-6</p> <p>【④P26 から】<br/>                     再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。⑨-7 【④P26 から】</p> | <p>(発電炉の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     重大事故等対処設備の測定値の記録設備については、当社では MOX 燃料加工施設の技術基準規則第三十九条の基本設計方針において記載するため。</p> | <p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>【⑩P30 から】<br/>                     これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。【⑩P30 から】</p> <p>また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。【⑩P30 から】</p> | <p>⑨-5 (P23 から)</p> <p>⑨-6 (P23, 29 から)</p> <p>⑨-7 (P23 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (34 / 68)

| 技術基準規則   | 設計認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設計認 基本設計方針 | 備考  |
|--|--|--|---|---------------|---|
| <p>【許可からの変更点】<br/>基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載するため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>ガンマ線用サーベイメータ (SA) 及び中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-8</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑨-9</p> <p>再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。⑨-10</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-2</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-3</p> | <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA) 及び中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数として各1台□、予備として故障時のバックアップを各1台□の合計各2台□以上を確保する。⑨-8 【④P26 から】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数として各1台、予備として故障時のバックアップを各1台の合計各2台以上を確保する。⑨-9 【④P27 から】</p> <p>(g) 監視測定用運搬車(再処理施設と共用) 7台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台) ⑨-10 【⑥P29 から】</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-2 【④P27 から】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑩-3 【⑤P27 から】</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設計認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               | <p>⑨-8 (P23 から)</p> <p>⑨-9 (P23, 29 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (35 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|--|---|--|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。⑩-4</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-5</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。⑫-1</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-3</p> | <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⑩-4</p> <p>【⑤P27 から】</p> <p>代替モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-5</p> <p>【②P27 から】</p> <p>放射線監視設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。⑫-1</p> <p>【③P28 から】</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-3</p> <p>【⑤P28 から】</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               |    |



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (36 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--|---|---|--|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> | <p>6.1.3 試料分析関係設備<br/>                     MOX燃料加工施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を設置する設計とする。<br/>                     MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を設置する設計とする。<br/>                     周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。<br/>                     環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。<br/>                     環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。<br/>                     重大事故等時において、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-3</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-4</p> | <p>(2) 試料分析関係設備<br/>                     放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える。また、放出管理分析設備では標準試料として、少量の核燃料物質(プルトニウム溶液)を使用する。②<br/>                     周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える。②</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     発電炉の記載を参考に記録に関する設計を明確化した。</p> <p>重大事故等時において、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③-3<br/>                     所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。③<br/>                     試料分析関係設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電気設備)」に示す。③<br/>                     試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。③-4</p> | <p>c. 試料分析関係設備<br/>                     試料分析関係設備は、採取された排気試料又は環境試料を測定できる設計とする。④</p> <p>放出管理分析設備は、排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定できる設計とする。④</p> <p>環境試料測定設備は、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定できる設計とする。④</p> <p>環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。④</p> |               | 備考 |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (37 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|--|---|--|---------------|----|
| <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。⑧-6, 24</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-7, 25</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11</p> <p>放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。⑨-11</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。⑨-12</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</p> <p>試料分析関係設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-4</p> | <p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備は、再処理施設と共用する。⑧-24【⑥P39から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-25</p> <p>【⑥P39から】</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11【⑥P40から】</p> <p>放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台□を有する設計とする。⑨-11</p> <p>【⑥P40から】</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台□を有する設計とする。⑨-12</p> <p>【⑥P40から】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-6【⑥P41から】</p> <p>試料分析関係設備、可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-4【⑥P41から】</p> | <p>環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。⑧-6</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-7</p> |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (38 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針   | 備考                     |
|---|---|---|--|---|------------------------|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> | <p>6.1.4 代替試料分析関係設備</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。③-5</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下同じ。))【③-9,24】及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))【③-9,24】並びに可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))【③-9,24】で構成する。③-6</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-7</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-8</p> <p>可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-9</p> | <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。③-5</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機で構成する。③-6</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     発電炉の記載を参考に記録に関する設計を明確化した。</p> | <p>d. 代替試料分析関係設備</p> <p>(発電炉の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     MOX燃料加工施設の立地が海に面しておらず、発電炉において海上モニタリングのみに使用する設備(電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶)であるため。</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-7</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-8</p> <p>可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-9</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、可搬型排気モニタリング用発電機から受電し、可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置及び可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。◇</p> <p>また、可搬型排気モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。◇</p> | <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備<br/>                     (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数2(予備1))、小型船舶(個数1(予備1))を保管する設計とする。</p> <p>(代替放射能観測設備及び代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略)</p> <p>(発電炉の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     代替試料分析関係設備にて測定する、加工施設から放出される放射性物質の濃度(空气中)を測定するための試料は、排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタにて採取するため。</p> | <p>③-9,24 (P39 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (39 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考   |
|---|---|---|---|---------------|--|
| <p data-bbox="152 199 392 271">【許可からの変更点】<br/>再処理施設と共用する設備を明確化した。</p> <p data-bbox="152 502 392 790">(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p data-bbox="421 167 775 239">可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設と共用する。⑧-9, 24</p> <p data-bbox="421 247 775 454">再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-10, 25</p> <p data-bbox="421 686 775 1069">可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m 以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-4</p> | <p data-bbox="797 167 1151 239">重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備は、再処理施設と共用する。⑧-24【⑨P37 へ】</p> <p data-bbox="797 247 1151 406">重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-25【⑨P37 へ】</p> <p data-bbox="797 486 1151 646">【許可からの変更点】<br/>MOX 燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p data-bbox="797 686 1151 1021">代替試料分析関係設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m 以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は、試料分析関係設備が設置されている場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。⑦-4</p> | <p data-bbox="1173 167 1527 215">可搬型試料分析設備は、再処理施設と共用する。⑧-9</p> <p data-bbox="1173 247 1527 422">再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-10</p> |               | <p data-bbox="1926 215 2116 247">⑧-9, 24 (P38 へ)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (40 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--|--|---|---|---------------|----|
| <div data-bbox="152 790 376 1074" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div> | <p>可搬型放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-13</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-14</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-15</p> <p>再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-16</p> | <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11【⑨P37へ】</p> <p>放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台□を有する設計とする。⑨-11【⑨P37へ】</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台□を有する設計とする。⑨-12【⑨P37へ】</p> <p>可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台□、予備として故障時のバックアップを1台□の合計2台□以上を確保する。⑨-13</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台□、予備として故障時のバックアップを1台□の合計2台□以上を確保する。⑨-14</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台□、予備として故障時のバックアップを2台□の合計4台□以上を確保する。⑨-15</p> <p>再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、代替試料分析関係設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台□の合計3台□以上を確保する。⑨-16</p> | <div data-bbox="1176 1177 1529 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【許可からの変更点】<br/>                     可搬型核種分析装置が可搬型試料分析設備に含まれることを明確にするために記載した。</p> </div> |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (41 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--|---|--|--|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> | <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「8.2. 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-7</p> <p>可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-8</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⑩-9</p> <p>可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-10</p> <p>可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-4</p> | <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-6【⑩P37へ】</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「ロ.(ト)(2)②e... 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-7</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-8</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⑩-9</p> <p>代替試料分析関係設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-10</p> <p>試料分析関係設備、可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-4【⑩P37へ】</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (42 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|---|---|-----------------|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>           &lt;不一致の理由&gt;<br/>           当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-5</p> | <p>可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-5</p> <p>① 主要な設備</p> <p>a. 試料分析関係設備<br/>           [常設重大事故等対処設備]<br/>           (a) 放出管理分析設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>i. アルファ線用放射能測定装置 1 台 □</p> <p>ii. ベータ線用放射能測定装置 1 台 □</p> <p>(b) 環境試料測定設備 (再処理施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>i. 核種分析装置 1 台 □</p> <p>b. 代替試料分析関係設備<br/>           [可搬型重大事故等対処設備]<br/>           (a) 可搬型放出管理分析設備</p> <p>i. 可搬型放射能測定装置 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) □</p> <p>(b) 可搬型試料分析設備</p> <p>i. 可搬型放射能測定装置 (再処理施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台) □</p> <p>ii. 可搬型核種分析装置 (再処理施設と共用) 4 台 (予備として故障時のバックアップを 2 台) □</p> <p>(c) 可搬型排気モニタリング用発電機 (再処理施設と共用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台) □</p> |                 |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (43 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|---|--|---|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>＜不一致の理由＞<br/>発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>(当社の記載)<br/>＜不一致の理由＞<br/>発電炉では重大事故等時、工場等における風向、風速その他の気象条件の測定を環境測定装置の可搬型気象観測設備にて実施することとしているため。</p> <p>(当社の記載)<br/>＜不一致の理由＞<br/>発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて、また工場等における風向、風速その他の気象条件の測定を環境測定装置の可搬型気象観測設備にて実施することとしているため。</p> | <p>6.1.5 環境管理設備<br/>敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。<br/>気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。<br/>再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。<br/>放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。④-3<br/>重大事故等時において、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。⑤-3<br/>重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。④-4、⑤-4</p> | <p>(3) 環境管理設備<br/>敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。<br/>②<br/>放射能観測車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の通常時及び設計基準事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するための設備であり、敷地が同一であることから、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。②<br/>また、気象観測設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の敷地内において気象を観測するための設備であり、敷地が同一であることから、再処理施設と気象観測設備を共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。②</p> <p>【許可からの変更点】<br/>発電炉の記載を参考に記録に関する設計を明確化した。</p> <p>重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。④-3<br/>重大事故等時において、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録するため、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。⑤-3<br/>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。④-4、⑤-4</p> | <p>e. 環境管理設備</p> <p>【許可からの変更点】<br/>設計基準対象設備と重大事故等対処設備を明確化するため。<br/>放射能観測車は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載し、無線通話装置を備える設計とする。④</p> |               |    |



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (44 / 68)

| 技術基準規則 | 工事認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|--|---|---|---------------|----|
|        | <p>環境管理設備は、重大事故等時に於いて、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。④-5, ⑤-5</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。⑤-8, 11, ⑭-7</p> <p>気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。⑤-11, ⑭-10</p> | <p>重大事故等時に於いて、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。④-5, ⑤-5</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。⑤-8, ⑭-7【⑯P48 から】</p> <p>気象観測設備及び代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。⑤-11, ⑭-10【⑯P48 から】</p> | <p>気象観測設備は、風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、◇記録する設計とする。また、その観測値を中央監視室において指示及び記録するとともに、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において指示する設計とする。◇</p> |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (45 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|---|--|---|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>環境管理設備は、再処理施設と共用する。⑧-12, 26</p> <p>再処理施設と共用する放射能観測車は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-13, 27</p> <p>再処理施設と共用する気象観測設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-13, 27</p> <p>気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-16</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-17</p> | <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-26【@P49 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-27【@P49 から】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-16【@P49 から】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-17【@P49 から】</p> | <p>環境管理設備は、再処理施設と共用する。⑧-12</p> <p>再処理施設と共用する環境管理設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-13</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>【「等」の解説】<br/>                     「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (46 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考                   |
|---|---|--|-----------------|---------------|----------------------|
| <p>(当社の記載)<br/>                 &lt;不一致の理由&gt;<br/>                 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対しても代替設備等により機能を損なわない設計とすることを明確化するため、記載を適正化した。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                 MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> | <p>再処理施設と共用する気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑨-17</p> <p>再処理施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。⑨-18</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-12</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-14</p> <p>環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-6</p> | <p>再処理施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑨-17【@P50 から】</p> <p>再処理施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑨-18【@P50 から】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⑩-12【@P51 から】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-12【@P51 から】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-14【@P51 から】</p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑫-6【@P52 から】</p> |                 |               | <p>⑨-17 (P52 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (47 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針   | 備考                   |
|---|---|---|--|---|----------------------|
| <p>(当社の記載)<br/>＜不一致の理由＞<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では空間放射線量率の測定について説明しているため。</p> <p>(当社の記載)<br/>＜不一致の理由＞<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>6.1.6 代替放射能観測設備</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>④-6</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ(NaI(TL)シンチレーション)(SA)(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-14,26】、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-14,26】、中性子線用サーベイメータ(SA)(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-14,26】、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-14,26】及び可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-14,26】で構成する。④-7</p> <p>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。④-8</p> <p>可搬型放射能観測設備は、再処理施設と共用する。⑧-14,26</p> <p>再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ(NaI(TL)シンチレーション)(SA)、ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-15,27</p> <p>再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保する</p> | <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。④-6</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。④-7</p> <p>【許可からの変更点】<br/>可搬型放射能観測設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>発電炉の記載を参考に記録に関する設計を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>可搬型放射能観測設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-26【⑧P49から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-27【⑧P49から】</p> | <p>f. 代替放射能観測設備</p> <p>可搬型放射能観測設備は、放射能観測車が機能喪失した場合に、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。④-8</p> <p>可搬型放射能観測設備の電源は、乾電池又は充電電池を使用する。◇</p> <p>可搬型放射能観測設備は、再処理施設と共用する。⑧-14</p> <p>再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-15</p> | <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備<br/>(設計基準の設備に係る記載、代替試料分析関係設備のため中略)</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>【⑧P50へ】<br/>(代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略)</p> | <p>⑧-26 (P49 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (48 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針                                     | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---|---|-----------------|---------------|----|
|        | <p>ことで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-15, 27</p> | <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑤-6</p> <p>【⑩P54 へ】</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑤-7 【⑩P54 へ】</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。⑤-8, ⑭-7 【⑩P44 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。⑤-9, ⑭-8 【⑩P54 へ】</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑤-10, ⑭-9 【⑩P54 へ】</p> <p>環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」に、③</p> <p>可搬型気象観測用発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「ト.(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に、③</p> <p>気象観測設備及び代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。⑤-11, ⑭-10</p> <p>【⑩P44, 54 へ】</p> |                 |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (49 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考                      |
|---|---|--|-----------------|---------------|-------------------------|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型放射能観測設備は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-5</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> | <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-26【⑩P45, 47, 55 へ】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-27【⑩P45, 47, 55 へ】</p> <p>代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及びMOX燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-5【⑩P55 へ】</p> <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量をMOX燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに分散して保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-6【⑩P56 へ】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-16【⑩P45 へ】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-17【⑩P45 へ】</p> |                 |               | <p>⑧-26 (P47, 54 へ)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (50 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針   | 備考        |
|--|--|--|--|---|-----------|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     MOX 燃料加工施設の事業変更許可では空間放射線量率の測定について説明しているため。</p> <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ (Na I (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑨-19, 24</p> | <p>再処理施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑨-17【◎P46へ】</p> <p>再処理施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑨-18【◎P46へ】</p> <p>再処理施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-19</p> <p>v. 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ⑨-24</p> <p>【◎P52から】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⑨-20</p> <p>【◎P56へ】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-21【◎P56へ】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⑨-22【◎P56へ】</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>                     可搬型放射能観測設備の構成を明確化するために記載した。</p> | <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型ダスト・よう素サンプラ、Na I シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空気中) を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>【◎P47から】</p> | <p>備考</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (51 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|--|--|--|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>                 &lt;不一致の理由&gt;<br/>                 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-13</p> <p>可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-15</p> <p>可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-17</p> | <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⑨-23【◎P56へ】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⑩-12【◎P46へ】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-12【◎P46へ】</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「ロ.(ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-13【◎P57へ】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-14【◎P46へ】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑩-15【◎P57へ】</p> <p>可搬型風向風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⑩-16【◎P57へ】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>                 MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               | 備考 |



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (52 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文  | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考                  |
|---|--|---|---|---------------|---------------------|
| <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。⑫-6</p> | <p>⑩-17【⑨P57 へ】<br/>環境管理設備、代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。⑫-6<br/>【⑨P46, 57 へ】<br/>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-7【⑨P57 へ】<br/>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-8<br/>【⑨P57 へ】<br/>① 主要な設備<br/>a. 環境管理設備 (再処理施設と共用)<br/>(設計基準対象の施設と兼用)<br/>[可搬型重大事故等対処設備]<br/>(a) 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) 1台 ⑨-17<br/>[可搬型重大事故等対処設備]<br/>(b) 放射能観測車 1台 □<br/>b. 代替放射能観測設備<br/>[可搬型重大事故等対処設備]<br/>(a) 可搬型放射能観測設備 (再処理施設と共用)<br/>i. ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) □<br/>ii. ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) □<br/>iii. 中性子線用サーベイメータ (SA) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) □<br/>iv. アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) □<br/>v. 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ⑨-24【⑦P50 へ】<br/>c. 代替気象観測設備<br/>[可搬型重大事故等対処設備]<br/>(a) 可搬型気象観測設備 (風向風速</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               | <p>⑨-17 (P46 へ)</p> |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (53 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考   |
|--------|---------------|--|-----------------|---------------|--|
|        |               | <p>計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) (再処理施設と共用) 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ⑨-20</p> <p>(b) 可搬型気象観測用データ伝送装置 (再処理施設と共用) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ⑨-21</p> <p>(c) 可搬型気象観測用発電機 (再処理施設と共用) 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ⑨</p> <p>(d) 可搬型風向風速計 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ⑨-23</p> <p>(e) 監視測定用運搬車 (代替モニタリング設備と兼用) ⑥-3 【⑨P54へ】 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ⑨</p> |                 |               | <p>⑨-20 (P56へ)</p> <p>⑨-21 (P56へ)</p> <p>⑨-23 (P56へ)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (54 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針  | 備考                                     |
|---|--|--|---|--|--|
| <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】<br/>他の設備と兼用することを明確に示すため。</p> | <p>6.1.7 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。⑤-6</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-18,26】、可搬型気象観測用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-18,26】、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-18,26】及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-18,26】で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。⑤-7,⑥-3</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。⑤-9,⑭-8</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑤-10,⑭-9</p> <p>代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。⑤-11,⑭-10</p> | <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑤-6</p> <p>【⑩P48 から】</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑤-7【⑩P48 から】</p> <p>監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)⑥-3【⑩P53 から】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。⑤-9,⑭-8【⑩P48 から】</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑤-10,⑭-9</p> <p>【⑩P48 から】</p> <p>気象観測設備及び代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。⑤-11,⑭-10</p> <p>【⑩P48 から】</p> | <p>g. 代替気象観測設備</p> <p>(発電炉の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>重大事故等対処設備の測定値の記録設備については、当社ではMOX燃料加工施設の技術基準規則第三十九条の基本設計方針において記載するため。</p> <p>可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合に、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、表示及び記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測用発電機から受電する設計とする。◇</p> <p>また、可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。◇</p> | <p>1.1.5 環境測定装置<br/>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備(個数1(予備1))を設ける設計とする。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型気象観測設備端末にて監視できる設計とする。</p> <p>【⑩P56 へ】</p> | <p>⑧-18 (P55 から)<br/>⑧-26 (P49 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (55 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考                  |
|---|--|--|---|---------------|---------------------|
| <p>(当社の記載)<br/>                 &lt;不一致の理由&gt;<br/>                 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設と共用する。⑧-18, 26</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-19, 27</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-19, 27</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される MOX 燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-5</p> | <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。⑧-26【⑦P49 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-27【⑦P49 から】</p> <p>【許可からの変更点】<br/>                 MOX 燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び MOX 燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-5</p> <p>【⑦P49 から】</p> | <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設と共用する。⑧-18</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-19</p> |               | <p>⑧-18 (P54 へ)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (56 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針   | 備考   |
|---|---|--|--|---|--|
| <p>(当社の記載)<br/>                     &lt;不一致の理由&gt;<br/>                     当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を MOX 燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-6</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する設計とする。⑨-20</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する設計とする。⑨-21</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-22</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する設計とする。⑨-23</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必</p> | <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を MOX 燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに分散して保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-6 【⑨P49 から】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する。⑨-20 【⑨P50 から】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する。⑨-21 【⑨P50 から】</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する。⑨-22 【⑨P50 から】</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する。⑨-23 【⑨P51 から】</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「ロ。(ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とす</p> | <p>【許可からの変更点】<br/>                     MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> | <p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備（個数 1（予備 1））を設ける設計とする。気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型気象観測設備端末にて監視できる設計とする。【⑨P54 から】</p> | <p>⑨-20 (P53 から)</p> <p>⑨-21 (P53 から)</p> <p>⑨-23 (P53 から)</p> |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (57 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--|---|--|---|---------------|----|
| <p data-bbox="138 240 387 352">【許可からの変更点】<br/>可搬型風向風速計の保管場所を明確化したため。</p> <p data-bbox="138 464 387 703">【当社の記載】<br/>＜不一致の理由＞<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p data-bbox="421 169 775 212">要な機能を損なわない設計とする。⑩-13</p> <p data-bbox="421 220 775 371">代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-15</p> <p data-bbox="421 379 775 451">可搬型風向風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。⑩-16</p> <p data-bbox="421 475 775 651">代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-17</p> <p data-bbox="421 659 775 834">可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。⑫-6</p> <p data-bbox="421 890 775 1090">可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-7,8</p> | <p data-bbox="797 169 1151 196">る。⑩-13【◎P51から】</p> <p data-bbox="797 220 1151 371">代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-15【◎P51から】</p> <p data-bbox="797 379 1151 451">可搬型風向風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⑩-16【◎P51から】</p> <p data-bbox="797 475 1151 651">代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-17【◎P52から】</p> <p data-bbox="797 659 1151 866">環境管理設備、代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。⑫-6【◎P52から】</p> <p data-bbox="797 890 1151 1050">可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-7【◎P52から】</p> <p data-bbox="797 1058 1151 1129">また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-8【◎P52から】</p> | <p data-bbox="1173 384 1514 528">【許可からの変更点】<br/>MOX燃料加工施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (58 / 68)

| 技術基準規則   | 設工認申請書 基本設計方針   | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針   | 備考        |
|--|---|--|--|---|-----------|
| <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p> <p>(当社の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>6.1.8 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。⑥-4</p> <p>【許可からの変更点】<br/>他の設備と兼用することを明確に示すため。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-20,28】及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑧-20,28】で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。⑥-6,7</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設と共用する。⑧-20,28<br/>再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-21,29</p> | <p>(4) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑥-4</p> <p>環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。②-15【⑨P19へ】</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑥-6</p> <p>監視測定用運搬車(代替モニタリング設備と兼用)⑥-7【⑩ P60から】</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設と共用する。⑧-28<br/>共用する環境モニタリング用代替電源設備は、給電先が共用する環境モニタリング設備であり、必要となる電力及び燃料が増加するものではないことから、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-29</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p> | <p>h. 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>(発電炉の記載)<br/>&lt;不一致の理由&gt;<br/>設計基準の設備に係る記載であるため、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条の基本設計方針に記載する。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。◇<br/>また、環境モニタリング用可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。◇<br/>環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設と共用する。⑧-20<br/>再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-21</p> | <p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備<br/>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。<br/>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> | <p>備考</p> |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (59 / 68)

| 技術基準規則  | 設工認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五 | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|---|--|--|-----------------|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>           &lt;不一致の理由&gt;<br/>           当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-7</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。⑨-25</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-18</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大</p> | <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電気設備)」に、③</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「ト.(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。③</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-7</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台□、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台□の合計19台□以上を確保する。⑨-25</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-18</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能</p> |                 |               |    |



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (60 / 68)

| 技術基準規則  | 設計認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文   | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設計認 基本設計方針 | 備考 |
|---|--|--|--|---------------|----|
| <p>(当社の記載)<br/>                 &lt;不一致の理由&gt;<br/>                 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の第二十七条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> | <p>事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-19</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-20</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑪-1</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-9</p> | <p>を損なわない設計とする。⑩-19</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-20</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑪-1</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。⑫-9</p> <p>① 主要な設備<br/>                 a. 環境モニタリング用代替電源設備<br/>                 [可搬型重大事故等対処設備]<br/>                 (a) 環境モニタリング用可搬型発電機 (再処理施設と共用) 19 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 10 台)<br/>                 容量 約 5kVA / 台 □<br/>                 (b) 監視測定用運搬車 (代替モニタリング設備と兼用) ⑥-7 【⑩ P58 へ】 7 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 4 台) □</p> | <p>(5) 試験・検査<br/>                 基本方針については、「イ. (ハ) (1) ④ b. 試験・検査性」に示す。◇<br/>                 放射線監視設備、試料分析関係設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。◇<br/>                 排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。◇<br/>                 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。◇</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (61 / 68)

| 技術基準規則 | 設計認申請書 基本設計方針  | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設計認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|--|--------------|---|---------------|----|
|        | <p>6.1.9 個人管理設備（個人管理用設備）<br/>放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計(再処理施設と共用(以下同じ。))を配備し、ホールボディカウンタ(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。<br/>再処理施設の個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用する。<br/>個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.1.10 出入管理設備<br/>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設置する設計とする。<br/>MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設置した所定の出入口を通る設計とする。</p> |              | <p>添5第37表(1)放射線管理施設の主要設備の仕様 ◊</p> <p>(1)放射線監視設備<br/>[常設重大事故等対処設備]<br/>a. 排気モニタリング設備<br/>(設計基準対象の施設と兼用)<br/>(a) 排気モニタ<br/>種類 半導体検出器 ◊<br/>数量 2系列 ◊<br/>計測範囲 <math>1 \sim 10^5 \text{min}^{-1}</math> ◊</p> <p>b. 工程室排気ダクト<br/>(設計基準対象の施設と兼用)<br/>数量 1系列 ◊</p> <p>c. グローブボックス排気ダクト<br/>(設計基準対象の施設と兼用)<br/>数量 1系列 ◊</p> <p>d. 排気筒<br/>(設計基準対象の施設と兼用)<br/>数量 1基 ◊</p> <p>e. 環境モニタリング設備(再処理施設と共用)(設計基準対象の施設と兼用)<br/>(a) モニタリングポスト<br/>種類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 ◊<br/>電離箱式検出器 ◊<br/>計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}</math> (低レンジ) ◊<br/><math>10^0 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}</math> (高レンジ) ◊<br/>台数 9台 ◊</p> <p>(b) ダストモニタ<br/>種類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 ◊<br/>プラスチックシンチレーション式検出器 ◊<br/>計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^4 \text{s}^{-1}</math> ◊<br/>台数 9台 ◊</p> <p>(2) 代替モニタリング設備<br/>[可搬型重大事故等対処設備]<br/>a. 可搬型排気モニタリング設備<br/>(a) 可搬型ダストモニタ</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (62 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|---|---------------|----|
|        |               |              | <p>種類 Zn S (A g) シンチレーシ<br/>オン式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 0～9999.9min<sup>-1</sup> ◇</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバ<br/>ックアップを1台) ◇</p> <p>b. 可搬型排気モニタリング用データ伝<br/>送装置</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバ<br/>ックアップを1台) ◇</p> <p>c. 可搬型環境モニタリング設備 (再処<br/>理施設と共用)</p> <p>(a) 可搬型線量率計</p> <p>種類 Na I (T l) シンチレーシ<br/>オン式検出器 ◇<br/>半導体式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 B. G. ～100mSv/h 又は mGy/h<br/>◇</p> <p>台数 18台 (予備として故障時の<br/>バックアップを9台) ◇</p> <p>(b) 可搬型ダストモニタ</p> <p>種類 Zn S (A g) シンチレーシ<br/>オン式検出器 ◇<br/>プラスチックシンチレーショ<br/>ン式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 B. G. ～99.9kmin<sup>-1</sup> ◇</p> <p>台数 18台 (予備として故障時の<br/>バックアップを9台) ◇</p> <p>d. 可搬型環境モニタリング用データ伝<br/>送装置 (再処理施設と共用)</p> <p>台数 18台 (予備として故障時の<br/>バックアップを9台) ◇</p> <p>e. 可搬型環境モニタリング用発電機<br/>(再処理施設と共用)</p> <p>台数 19台 (予備として故障時及<br/>び待機除外時のバックアップ<br/>を10台) ◇</p> <p>容量 約3kVA/台 ◇</p> <p>f. 可搬型建屋周辺モニタリング設備</p> <p>(a) ガンマ線用サーベイメータ (S<br/>A)</p> <p>種類 半導体式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 0.0001～1000mSv/h ◇</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (63 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇</p> <p>(b) 中性子線用サーベイメータ (SA)</p> <p>種 類 3He 計数管 ◇</p> <p>計測範囲 0.01~10000 <math>\mu</math>Sv/h ◇</p> <p>台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇</p> <p>(c) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 B.G. ~100kmin<sup>-1</sup> (アルファ線) ◇</p> <p>B.G. ~300kmin<sup>-1</sup> (ベータ線) ◇</p> <p>台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇</p> <p>(d) 可搬型ダストサンプラ (SA)</p> <p>台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇</p> <p>g. 監視測定用運搬車 (再処理施設と共用)</p> <p>台 数 7台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台) ◇</p> <p>(3) 試料分析関係設備<br/>[常設重大事故等対処設備]<br/>a. 放出管理分析設備<br/>(設計基準対象の施設と兼用)<br/>(a) アルファ線用放射能測定装置</p> <p>種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇</p> <p>計測範囲 999.9kmin<sup>-1</sup> ◇</p> <p>台 数 1台 ◇</p> <p>(b) ベータ線用放射能測定装置</p> <p>種 類 GM管式検出器</p> <p>計測範囲 999.9kmin<sup>-1</sup> ◇</p> <p>台 数 1台 ◇</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (64 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>b. 環境試料測定設備 (再処理施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>(a) 核種分析装置</p> <p>種類 Ge半導体検出器 ◊</p> <p>計測範囲 30~10000keV ◊</p> <p>台数 1台 ◊</p> <p>(4) 代替試料分析関係設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型放射管理分析設備</p> <p>(a) 可搬型放射能測定装置</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◊</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 B. G. ~100kmin<sup>-1</sup> (アルファ線) ◊</p> <p>B. G. ~300kmin<sup>-1</sup> (ベータ線) ◊</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◊</p> <p>b. 可搬型試料分析設備</p> <p>(a) 可搬型放射能測定装置 (再処理施設と共用)</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◊</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 B. G. ~99.9kmin<sup>-1</sup> ◊</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◊</p> <p>(b) 可搬型核種分析装置 (再処理施設と共用)</p> <p>種類 Ge半導体式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 27.5~11000keV ◊</p> <p>台数 4台 (予備として故障時のバックアップを2台) ◊</p> <p>c. 可搬型排気モニタリング用発電機 (再処理施設と共用)</p> <p>台数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ◊</p> <p>容量 約3kVA/台 ◊</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (65 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>(5) 環境管理設備 (再処理施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)<br/> [常設重大事故等対処設備]<br/> a. 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)<br/> 台 数 1台 ◇<br/> [可搬型重大事故等対処設備]<br/> a. 放射能観測車<br/> 台 数 1台 ◇</p> <p>(6) 代替放射能観測設備<br/> [可搬型重大事故等対処設備]<br/> a. 可搬型放射能観測設備 (再処理施設と共用)<br/> (a) ガンマ線用サーベイメータ (NaI (T1) シンチレーション) (SA)<br/> 種 類 NaI (T1) シンチレーション式検出器 ◇<br/> 計測範囲 B. G. ~30 <math>\mu</math> Sv/h, 0~30k <math>s^{-1}</math> ◇<br/> 台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇<br/> (b) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)<br/> 種 類 電離箱式検出器 ◇<br/> 計測範囲 0.001~300mSv/h ◇<br/> 台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇<br/> (c) 中性子線用サーベイメータ (SA)<br/> 種 類 <math>^3\text{He}</math> 計数管 ◇<br/> 計測範囲 0.01~10000 <math>\mu</math> Sv/h ◇<br/> 台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇<br/> (d) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br/> 種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇<br/> プラスチックシンチレーション式検出器 ◇<br/> 計測範囲 B. G. ~100k<math>min^{-1}</math> (アルファ線) ◇<br/> B. G. ~300k<math>min^{-1}</math> (ベータ線) ◇<br/> 台 数 2台 (予備として故障時のバ</p> |               |    |

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (66 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|---|---------------|----|
|        |               |              | ックアップを1台) ◇<br>(e) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)<br>台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇<br>(7) 代替気象観測設備<br>[可搬型重大事故等対処設備]<br>a. 可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) (再処理施設と共用)<br>台 数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ◇<br>b. 可搬型気象観測用データ伝送装置 (再処理施設と共用)<br>台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) ◇<br>c. 可搬型気象観測用発電機 (再処理施設と共用)<br>台 数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ◇<br>容 量 約3kVA/台 ◇<br>d. 可搬型風向風速計<br>観測項目 風向, 風速<br>台 数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ◇<br>e. 監視測定用運搬車 (代替モニタリング設備と兼用)<br>台 数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ◇<br>(8) 環境モニタリング用代替電源設備<br>[可搬型重大事故等対処設備]<br>a. 環境モニタリング用可搬型発電機 (再処理施設と共用)<br>台 数 19台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台) ◇<br>容 量 約5kVA/台 ◇ |               |    |

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (67 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五  | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|--|---------------|----|
|        |               |              | <p>b. 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）<br/>           台数 7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）◇</p> <p>イ. 安全設計<br/>           (ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性<br/>           (2) 重大事故等対処施設<br/>           ⑫ 監視測定設備<br/>           (監視測定設備)<br/>           第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。<br/>           2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。<br/>           (解釈)<br/>           1 第1項に規定する「当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。<br/>           一 モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。<br/>           二 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。<br/>           三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> |               |    |



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十七条 (監視測定設備) (68 / 68)

| 技術基準規則 | 設工認申請書 基本設計方針 | 事業変更許可申請書 本文 | 事業変更許可申請書 添付書類五   | 発電炉設工認 基本設計方針 | 備考 |
|--------|---------------|--------------|---|---------------|----|
|        |               |              | <p>適合のための設計方針<br/>第1項について<br/>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車、代替放射能観測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。◇</p> <p>また、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）は、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。◇</p> <p>第2項について<br/>重大事故等が発生した場合に敷地内の風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるようにするため、環境管理設備の気象観測設備、代替気象観測設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備を設ける設計とする。◇</p> |               |    |

| 第三十七条（監視測定設備）            |                                   |   |                           |    |            |
|--------------------------|-----------------------------------|---|---------------------------|----|------------|
| 1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方 |                                   |   |                           |    |            |
| No.                      | 基本設計方針に記載する事項                     | 適合性の考え方（理由）   | 項・号                       | 解釈 | 添付書類       |
| ①                        | 排気モニタリング設備及び代替排気モニタリング設備に係る設計の方針  | 技術基準の要求事項を受けている内容                                     | 第37条1項                    | —  | a, c, d, g |
| ②                        | 環境モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備に係る設計の方針  | 技術基準の要求事項を受けている内容                                     |                           | —  | a, c, d, g |
| ③                        | 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に係る設計の方針      | 技術基準の要求事項を受けている内容                                     |                           | —  | a, e, g    |
| ④                        | 環境管理設備（放射能観測車）及び代替放射能観測設備に係る設計の方針 | 技術基準の要求事項を受けている内容                                     |                           | —  | a, d, g    |
| ⑤                        | 環境管理設備（気象観測設備）及び代替気象観測設備に係る設計の方針  | 技術基準の要求事項を受けている内容                                     | 第37条2項                    | —  | a, c, d, g |
| ⑥                        | 環境モニタリング用代替電源設備に係る設計の方針           | 事業許可基準規則の要求事項を受けている内容                                 | —                         | —  | a, d, g    |
| ⑦                        | 共通要因事故に関する事項                      | 技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第37条）の設備として考慮すべき特記事項 | —<br>(30条2項)<br>(30条3項6号) | —  | b          |
| ⑧                        | 悪影響防止に関する事項                       | 技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第37条）の設備として考慮すべき特記事項 | —<br>(30条1項6号)            | —  | b          |
| ⑨                        | 個数及び容量に関する事項                      | 技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第37条）の設備として考慮すべき特記事項 | —<br>(30条1項1号)            | —  | a          |
| ⑩                        | 環境条件等に関する事項                       | 技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第37条）の設備として考慮すべき特記事項 | —<br>(30条1項2号)            | —  | b          |
| ⑪                        | 操作性の確保に関する事項                      | 技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第37条）の設備として考慮すべき特記事項 | —<br>(30条3項1号)            | —  | b          |
| ⑫                        | 試験・検査の確保に関する事項                    | 技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則                      | —<br>(30条1項4号)            | —  | b          |

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

|                                       |   | 則(第37条)の設備として考慮すべき特記事項                                      |              |   |   |
|---------------------------------------|---|---|--------------|---|---|
| ⑬                                     | 監視測定の対処に使用する設備  | 監視測定の対処に使用する設備に使用する所内電源設備に係る事項                              | —<br>(36条1項) | — | f |
| ⑭                                     | 監視測定の対処に使用する設備  | 監視測定の対処に使用する設備に使用する情報把握設備に係る事項                              | —<br>(39条1項) | — | c |
| 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 |   |   |              |   |   |
| No.                                   | 項目  | 考え方   | 添付書類         |   |   |
| ①                                     | 設備仕様  | 仕様表にて記載する。  | h            |   |   |
| ②                                     | 設計基準対象の施設に関する事項                                       | 設計基準対象施設は技術基準規則(第19条)に関する内容のため、第19条の基本設計方針で記載する。            | —            |   |   |
| ③                                     | 他条文で展開する事項(第33条, 第36条)                                | 第33条閉じ込める機能の喪失に対処するために必要な設備, 36条電源設備にて, 説明する内容であるため, 記載しない。 | —            |   |   |
| 3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 |   |   |              |   |   |
| No.                                   | 項目  | 考え方   | 添付書類         |   |   |
| ①                                     | 重複記載  | 事業変更許可申請書本文(設計方針)又は添付書類内の記載と重複する内容であるため, 記載しない。             | —            |   |   |
| ②                                     | 保安規定(除雪及び除灰)に関する運用                                    | 保安規定(除雪及び除灰)に関する事項は第30条「重大事故等対処設備」にて明確にするため, 記載しない。         | —            |   |   |
| ③                                     | 図表の呼び込みに関する記載   | 図表を参照するための記載であるため記載しない。                                     | —            |   |   |
| ④                                     | 設備仕様  | 仕様表にて記載する。  | h            |   |   |
| ⑤                                     | 他項の呼び込みに関する事項   | 他項の呼び込みは技術基準規則(第30条)に関する内容のため, 第30条の基本設計方針で記載する。            | —            |   |   |
| ⑥                                     | 外部火災発生時の対処に関する事項                                      | 外部火災発生時の対処は技術基準規則(第30条)に関する内容のため, 第30条の基本設計方針で記載する。         | —            |   |   |
| ⑦                                     | 所内電源設備に関する事項  | 所内電源設備は技術基準規則(第36条)に関する内容のため, 第36条の基本設計方針で記載する。             | f            |   |   |
| ⑧                                     | 添付書類記載内容  | 設備の詳細に関する事項は, 設工認添付書類に記載するため基本設計方針に記載しない。                   | a, d, e      |   |   |
| 4. 添付書類等                              |   |   |              |   |   |
| No.                                   | 書類名   |   |              |   |   |
| a                                     | V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書                           |   |              |   |   |
| b                                     | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |   |              |   |   |
| c                                     | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書                                 |   |              |   |   |
| d                                     | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書       |   |              |   |   |
| e                                     | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書     |   |              |   |   |
| f                                     | V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書                         |   |              |   |   |
| g                                     | V-2-3 系統図<br>V-2-4 配置図<br>V-2-5 構造図                   |   |              |   |   |

|   |               |
|---|---------------|
| h | 仕様表（設計条件及び仕様） |
|---|---------------|

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

| 項目番号 | 基本設計方針  | 要求種別 | 主な設備        | 展開事項 | 添付書類 構成 | 添付書類 説明内容  | 第1回申請   |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |      |            |
|------|---|------|-------------|------|---------|--|---|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|
|      |   |      |             |      |         |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 |
| 19-1 | 6.放射線管理施設<br>6.1 放射線管理施設の基本方針<br>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込め機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における塵水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。              | 冒頭宣言 | —           | —    | —       | —  | —   | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 19-2 | 放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、検疫及び作業管理の監視を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、個人管理設備及び出入管理設備を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。                             | 冒頭宣言 | 基本方針        | 基本方針 | 基本方針    | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>1.概要<br>2.1設計基準対象施設に関する計測<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>1.概要<br>2.基本方針                              | 【1.概要】<br>【2.1設計基準対象施設に関する計測】<br>・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。  | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 19-3 | また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率、空気中の放射性物質の濃度並びに床面及び壁その他の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて、管理する。   | 運用要求 | 施設共通 基本設計方針 | 基本方針 | 基本方針    | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>1.概要<br>2.1設計基準対象施設に関する計測<br>3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存  | 【1.概要】<br>【2.1設計基準対象施設に関する計測】<br>【3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存】<br>・屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。  | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 19-4 | 放射線管理施設には、MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設ける設計とする。 | 冒頭宣言 | 基本方針        | 基本方針 | 基本方針    | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>1.概要<br>2.1設計基準対象施設に関する計測<br>3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>1.概要<br>2.基本方針 | 【1.概要】<br>【2.1設計基準対象施設に関する計測】<br>【3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存】<br>・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。<br>・屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。<br>【1.概要】<br>【2.基本方針】<br>・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-1 | 放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。   | 冒頭宣言 | 基本方針        | 基本方針 | 基本方針    | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>2.2重大事故等対処設備に関する計測<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>2.2重大事故等対処設備に関する計測                                 | 【2.2重大事故等対処設備に関する計測】<br>・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。<br>【2.2重大事故等対処設備に関する計測】<br>・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。   | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-2 | 放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。   | 冒頭宣言 | 基本方針        | 基本方針 | 基本方針    |  |   | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-3 | 放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))の電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。   | 冒頭宣言 | 基本方針        | 基本方針 | 基本方針    |  |   | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-4 | 放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射線監視設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。  | 冒頭宣言 | 基本方針        | 基本方針 | 基本方針    |  |   | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 19-5 | 6.1.1 放射線監視設備<br>放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイに使用する放射性サーベイ機器で構成する。  | 冒頭宣言 | 基本方針        | 基本方針 | 基本方針    | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1放射線監視設備  | 【3.1放射線監視設備】<br>・放射線監視設備の構成について説明する。  | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |

| 項目番号 | 基本設計方針  | 要求種別 | 第3回申請 |                   |                   |     |  | 第4回申請   |      |                   |                   |     |  |   |
|------|---|------|-------|-------------------|-------------------|-----|--|---|------|-------------------|-------------------|-----|--|---|
|      |   |      | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②) | 仕様表 | 添付書類   | 添付書類における記載  | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表 | 添付書類   | 添付書類における記載  |
| 19-1 | 6.放射線管理施設<br>6.1 放射線管理施設の基本方針<br>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における氾濫水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。            | 冒頭宣言 | ○     | —                 | —                 | —   | —  | —   | —    | —                 | —                 | —   | 第3回申請と同一   | —   |
| 19-2 | 放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、検疫及び作業管理の監視を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、個人管理設備及び出入管理設備を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。                             | 冒頭宣言 | ○     | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>1.概要<br>2.1設計基準対象施設に関する計画<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>1.概要<br>2.基本方針                              | 【1.概要】<br>【2.1設計基準対象施設に関する計画】<br>・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。<br>【1.概要】<br>【2.基本方針】<br>・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。  | ○    | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>1.概要<br>2.基本方針  | 【1.概要】<br>【2.基本方針】<br>・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。  |
| 19-3 | また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率、空気中の放射性物質の濃度並びに其面及び其下の他人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて、管理する。  | 運用要求 | ○     | —                 | 施設共通 基本設計方針       | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>1.概要<br>2.1設計基準対象施設に関する計画<br>3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存  | 【1.概要】<br>【2.1設計基準対象施設に関する計画】<br>【3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存】<br>・屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。  | —    | —                 | —                 | —   | —  | —   |
| 19-4 | 放射線管理施設には、MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設ける設計とする。 | 冒頭宣言 | ○     | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>1.概要<br>2.1設計基準対象施設に関する計画<br>3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>1.概要<br>2.基本方針 | 【1.概要】<br>【2.1設計基準対象施設に関する計画】<br>【3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存】<br>・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。<br>・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。<br>【1.概要】<br>【2.基本方針】<br>・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。 | ○    | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>1.概要<br>2.基本方針<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>1.概要<br>2.基本方針 | 【1.概要】<br>【2.1設計基準対象施設に関する計画】<br>【3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存】<br>・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。<br>・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。<br>【1.概要】<br>【2.基本方針】<br>・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。 |
| 37-1 | 放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。   | 冒頭宣言 | ○     | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>2.2重大事故等対処設備に関する計画  | 【2.2重大事故等対処設備に関する計画】<br>・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。   | ○    | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>2.2重大事故等対処設備に関する計画  | 【2.2重大事故等対処設備に関する計画】<br>・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。   |
| 37-2 | 放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。   | 冒頭宣言 | —     | —                 | —                 | —   | —  | —   | ○    | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>2.2重大事故等対処設備に関する計画  | 【2.2重大事故等対処設備に関する計画】<br>・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。  |
| 37-3 | 放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))の電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。   | 冒頭宣言 | —     | —                 | —                 | —   | —  | —   | ○    | —                 | 基本方針              | —   | —  | —   |
| 37-4 | 放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。  | 冒頭宣言 | ○     | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>2.2重大事故等対処設備に関する計画  | 【2.2重大事故等対処設備に関する計画】<br>・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。   | ○    | —                 | 基本方針              | —   | —  | —   |
| 19-5 | 6.1.1 放射線監視設備<br>放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイに使用する放射性サーベイ機器で構成する。  | 冒頭宣言 | ○     | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1放射線監視設備  | 【3.1放射線監視設備】<br>・放射線監視設備の構成について説明する。  | —    | —                 | —                 | —   | —  | —   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 主な設備   | 展開事項  | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容  | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |      |
|-------|---|----------------|--|---|---|--|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|------|
|       |   |                |  |   |   |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 | 添付書類 |
| 19-6  | (1) 屋内モニタリング設備<br>MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ、エアスニフア及び臨界検知ガスモニタを設置する設計とする。 | 設置要求<br>機能要求②  | 【屋内モニタリング設備】<br>ガンマ線エリアモニタ<br>中性子線エリアモニタ<br>アルファ線ダストモニタ<br>エアスニフア<br>臨界検知ガスモニタ | 設計方針 (屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (計測範囲)                          | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.1 屋内モニタリング設備<br>4.1 放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-4 配置図                                      | 【3.1.1 屋内モニタリング設備】<br>・屋内モニタリング設備の構成について説明する。<br>・管理区域内の放射線レベル又は放射能レベルの監視、排気筒から放出される核分裂生成物からの放射線レベルの監視について説明する。<br>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】<br>・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・屋内モニタリング設備の配置について、説明する。    | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 19-7  | エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を越えた場合に、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。     | 機能要求①<br>機能要求② | 【屋内モニタリング設備】<br>ガンマ線エリアモニタ<br>中性子線エリアモニタ<br>アルファ線ダストモニタ                        | 設計方針 (屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (指示、表示、記録及び保存)<br>設計方針 (警報動作範囲) | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1 計測結果の指示または表示<br>3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>4.2 放射線管理施設の警報動作範囲<br>V-2-3 系統図 | 【3.8.1 計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】<br>・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 19-8  | エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。  | 機能要求①          | 【屋内モニタリング設備】<br>ガンマ線エリアモニタ<br>中性子線エリアモニタ<br>アルファ線ダストモニタ                        | 設計方針 (屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (指示、表示、記録及び保存)                  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1 計測結果の指示または表示<br>3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>V-2-3 系統図                       | 【3.8.1 計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 19-9  | (2) 屋外モニタリング設備<br>屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。  | 冒頭宣言           | 基本方針   | 基本方針  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2 屋外モニタリング設備   | 【3.1.2 屋外モニタリング設備】<br>・屋外モニタリング設備の構成について説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 19-10 | a. 排気モニタリング設備<br>MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、排気モニタを設置する設計とする。                             | 設置要求<br>機能要求②  | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ  | 設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (計測範囲)                          | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1 排気モニタリング設備<br>(1) 排気モニタ<br>4.1 放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-4 配置図                       | 【3.1.2.1 (1) 排気モニタ】<br>・排気モニタリング設備の構成を説明する。<br>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・排気モニタリング設備の配置について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |



| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 第3回申請 |                   |   |                          | 第4回申請   |  |      |                   |                   |     |   |   |
|-------|---|----------------|-------|-------------------|---|--------------------------|---|--|------|-------------------|-------------------|-----|---|---|
|       |   |                | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②)   | 仕様表                      | 添付書類  | 添付書類における記載   | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表 | 添付書類  | 添付書類における記載                                    |
| 19-6  | (1) 屋内モニタリング設備<br>MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ、エアスニア及び臨界検知用ガスモニタを設置する設計とする。 | 設置要求<br>機能要求②  | ○     | —                 | 【屋内モニタリング設備】<br>エアスニア<br>臨界検知用ガスモニタ<br><br>【機能要求②】<br>【屋内モニタリング設備】<br>ガンマ線エリアモニタ<br>中性子線エリアモニタ<br>アルファ線ダストモニタ | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.1 屋内モニタリング設備<br><br>4.1 放射線管理施設の計測範囲<br><br>V-2-4 配置図                                  | 【3.1.1 屋内モニタリング設備】<br>・屋内モニタリング設備の構成について説明する。<br>・管理区域内の放射線レベル又は放射能レベルの監視、排気筒から放出される核分裂生成物からの放射線レベルの監視について説明する。<br><br>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】<br>・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br><br>【V-2-4 配置図】<br>・屋内モニタリング設備の配置について、説明する。    | —    | —                 | —                 | —   | —   | —   |
| 19-7  | エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を越えた場合に、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。     | 機能要求①<br>機能要求② | ○     | —                 | 【屋内モニタリング設備】<br>ガンマ線エリアモニタ<br>中性子線エリアモニタ<br>アルファ線ダストモニタ   | <計測装置><br>警報動作範囲         | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1 計測結果の指示または表示<br>3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>4.2 放射線管理施設の警報動作範囲<br><br>V-2-3 系統図 | 【3.8.1 計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br><br>【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】<br>・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。<br><br>【V-2-3 系統図】<br>・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。 | —    | —                 | —                 | —   | —   | —   |
| 19-8  | エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策室において指示する設計とする。  | 機能要求①          | ○     | —                 | 【屋内モニタリング設備】<br>ガンマ線エリアモニタ<br>中性子線エリアモニタ<br>アルファ線ダストモニタ   | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1 計測結果の指示または表示<br>3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br><br>V-2-3 系統図                       | 【3.8.1 計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br><br>【V-2-3 系統図】<br>・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。  | —    | —                 | —                 | —   | —   | —   |
| 19-9  | (2) 屋外モニタリング設備<br>屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。  | 冒頭宣言           | ○     | —                 | 基本方針  | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2 屋外モニタリング設備   | 【3.1.2 屋外モニタリング設備】<br>・屋外モニタリング設備の構成について説明する。  | ○    | —                 | 基本方針              | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2 屋外モニタリング設備 | 【3.1.2 屋外モニタリング設備】<br>・屋外モニタリング設備の構成について説明する。 |
| 19-10 | a. 排気モニタリング設備<br>MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、排気モニタを設置する設計とする。                             | 設置要求<br>機能要求②  | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ   | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1 排気モニタリング設備<br>(1) 排気モニタ<br><br>4.1 放射線管理施設の計測範囲<br><br>V-2-4 配置図                   | 【3.1.2.1(1) 排気モニタ】<br>・排気モニタリング設備の構成を説明する。<br><br>【4.1 放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br><br>【V-2-4 配置図】<br>・排気モニタリング設備の配置について、説明する。   | —    | —                 | —                 | —   | —   | —   |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別                   | 主な設備  | 展開事項  | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容  | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |      |
|-------|--|------------------------|---|---|---|--|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|------|
|       |  |                        |   |   |   |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 | 添付書類 |
| 19-11 | 排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発生する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求②         | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ   | 設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (指示、表示、記録及び保存)<br>設計方針 (警報動作範囲) | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>4.2放射線管理施設の警報動作範囲<br>V-2-3 系統図                                  | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】<br>・設計基準対象施設の警報動作範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 19-12 | 排気モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。  | 機能要求①                  | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ   | 設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (指示、表示、記録及び保存)                  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>V-2-3 系統図   | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 37-5  | 重大事故等時において、排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。                                       | 設置要求<br>機能要求①<br>機能要求② | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒   | 設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (指示、表示、記録及び保存)<br>設計方針 (計測範囲)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1排気モニタリング設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-3 系統図<br>V-2-4 配置図 | 【3.1.2.1排気モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・排気モニタリング設備の配置について、説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 37-6  | 重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は、排気モニタ、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。  | 機能要求①                  | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒   | 設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1排気モニタリング設備  | 【3.1.2.1排気モニタリング設備】<br>・排気モニタリング設備の構成について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-7  | 排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。  | 機能要求①                  | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒   | 設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1排気モニタリング設備  | 【3.1.2.1排気モニタリング設備】<br>・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-8  | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置 (燃料加工建屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) 並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。 | 機能要求①                  | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)<br>【情報把握収集伝送設備】<br>燃料加工建屋データ収集装置   | 設計方針 (設備構成)   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-9  | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。   | 機能要求①                  | 【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋データ収集装置<br>制御建屋データ表示装置  | 設計方針 (設備構成)   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-10 | 排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。   | 機能要求①                  | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)<br>【情報把握収集伝送設備】<br>燃料加工建屋データ収集装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋データ収集装置<br>制御建屋データ表示装置 | 設計方針 (設備構成)   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-11 | 排気モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  | 機能要求①                  | 【排気モニタリング】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒   | 設計方針 (悪影響防止)  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止   | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別                   | 第3回申請 |                   |   |                          | 第4回申請  |   |      |                   |                   |  |                                      |  |   |
|-------|--|------------------------|-------|-------------------|---|--------------------------|--|---|------|-------------------|-------------------|--|--------------------------------------|--|---|
|       |  |                        | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②)   | 仕様表                      | 添付書類   | 添付書類における記載  | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表  | 添付書類                                 | 添付書類における記載                                     |   |
| 19-11 | 排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発生する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求②         | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | <計測装置><br>警報動作範囲         | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>4.2放射線管理施設の警報動作範囲<br>V-2-3 系統図   | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】<br>・設計基準対象施設の警報動作範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。   | —    | —                 | —                 | —  | —                                    | —  |   |
| 19-12 | 排気モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。  | 機能要求①                  | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>V-2-3 系統図  | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。   | —    | —                 | —                 | —  | —                                    | —  |   |
| 37-5  | 重大事故等時において、排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求①<br>機能要求② | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒 | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1排気モニタリング設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br>V-2-3 系統図<br>V-2-4 配置図 | 【3.1.2.1排気モニタリング設備】<br>・重大事故等発生した場合に放射性物質の捕集及び測定について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・排気モニタリング設備の配置について、説明する。 | —    | —                 | —                 | —  | —                                    | —  |   |
| 37-6  | 重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は、排気モニタ、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。  | 機能要求①                  | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒 | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1排気モニタリング設備   | 【3.1.2.1排気モニタリング設備】<br>・排気モニタリング設備の構成について説明する。  | —    | —                 | —                 | —  | —                                    | —  | — |
| 37-7  | 排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。  | 機能要求①                  | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒 | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.1排気モニタリング設備   | 【3.1.2.1排気モニタリング設備】<br>・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。  | —    | —                 | —                 | —  | —                                    | —  | — |
| 37-8  | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。 | 機能要求①                  | —     | —                 | —   | —                        | —  | —   | ○    | —                 | —                 | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置（燃料加工建屋）<br>データ表示装置（燃料加工建屋）<br>【情報把握収集伝送設備】<br>燃料加工建屋データ収集装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋データ収集装置<br>制御建屋データ表示装置 | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備 | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。 |   |
| 37-9  | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。   | 機能要求①                  | —     | —                 | —   | —                        | —  | —   | —    | —                 | —                 | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置（燃料加工建屋）<br>データ表示装置（燃料加工建屋）<br>【情報把握収集伝送設備】<br>燃料加工建屋データ収集装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋データ収集装置<br>制御建屋データ表示装置 | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備 | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。 |   |
| 37-10 | 排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。                                       | 機能要求①                  | —     | —                 | —   | —                        | —  | —   | ○    | —                 | —                 | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置（燃料加工建屋）<br>データ表示装置（燃料加工建屋）<br>【情報把握収集伝送設備】<br>燃料加工建屋データ収集装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋データ収集装置<br>制御建屋データ表示装置 | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備 | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。 |   |
| 37-11 | 排気モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。  | 機能要求①                  | ○     | —                 | 【排気モニタリング】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒   | —                        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止  | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。   | —    | —                 | —                 | —  | —                                    | —  | — |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別           | 主な設備  | 展開事項   | 添付書類 構成  | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|--|----------------|---|--|--|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |  |                |   |  |  |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-12 | 排気モニタは、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定のために必要なモニタリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするともに、必要な台数を有する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求②  | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | 設計方針（個数及び容量<br>（常設重大事故等対処設備））                    | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲   | 【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-13 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                   | 機能要求①          | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | 設計方針（環境条件等<br>（常設重大事故等対処設備））                     | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-14 | 排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。                             | 機能要求①          | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒 | 設計方針（試験・検査性）                                     | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性  | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-15 | 排気モニタは、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。   | 機能要求①          | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | 設計方針（試験・検査性）                                     |  |   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-13 | b. 環境モニタリング設備<br>周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。               | 設置要求<br>機能要求②  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ<br>積算線量計              | 設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）<br>設計方針（計測範囲）         | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.環境モニタリング設備<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-4 配置図                              | 【3.1.2.環境モニタリング設備】<br>・環境モニタリング設備の構成について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・環境モニタリング設備の配置について、説明する。                    | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-14 | モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。   | 機能要求①          | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                       | 設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）<br>設計方針（指示、表示、記録及び保存） | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>V-2-3 系統図                | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。       | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-15 | モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。 | 機能要求①          | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                       | 設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）                       | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.環境モニタリング設備  | 【3.1.2.環境モニタリング設備】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。<br>・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。                            | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-16 | モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。         | 機能要求①          | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                       | 設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）                       | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.環境モニタリング設備<br>V-2-3 系統図   | 【3.1.2.環境モニタリング設備】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により、多様性を有する設計とすることを説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。            | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-17 | モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                       | 設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）<br>設計方針（警報動作範囲）       | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.環境モニタリング設備<br>4.2放射線管理施設の警報動作範囲<br>V-2-3 系統図                            | 【3.1.2.環境モニタリング設備】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。<br>【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別           | 第3回申請 |                   |   |                |  | 第4回申請   |      |                   |                                     |   |  |            |
|-------|--|----------------|-------|-------------------|---|----------------|--|---|------|-------------------|-------------------------------------|---|--|------------|
|       |  |                | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④)   | 仕様表            | 添付書類   | 添付書類における記載  | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③)                   | 仕様表   | 添付書類   | 添付書類における記載 |
| 37-12 | 排気モニタは、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定のために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求②  | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | <計測装置><br>計測範囲 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                     | 【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))]】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 | —    | —                 | —                                   | —   | —  | —          |
| 37-13 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                   | 機能要求①          | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。                                    | —    | —                 | —                                   | —   | —  | —          |
| 37-14 | 排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。                             | 機能要求①          | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ<br>工程室排気ダクト<br>グローブボックス排気ダクト<br>排気筒 | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性          | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。  | —    | —                 | —                                   | —   | —  | —          |
| 37-15 | 排気モニタは、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。   | 機能要求①          | ○     | —                 | 【排気モニタリング設備】<br>排気モニタ                                     | —              | —  | —   | —    | —                 | —                                   | —   | —  | —          |
| 19-13 | b. 環境モニタリング設備<br>周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。              | 設置要求<br>機能要求②  | —     | —                 | —   | —              | —  | —   | ○    | —                 | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲            | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-4 配置図              | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・環境モニタリング設備の構成について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・環境モニタリング設備の配置について、説明する。                    |            |
| 19-14 | モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。   | 機能要求①          | —     | —                 | —   | —              | —  | —   | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>V-2-3 系統図 | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>・設計基準対象施設に関する計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。   |            |
| 19-15 | モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。 | 機能要求①          | —     | —                 | —   | —              | —  | —   | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備  | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。<br>・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。                            |            |
| 19-16 | モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までの伝送系は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。         | 機能要求①          | —     | —                 | —   | —              | —  | —   | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備<br>V-2-3 系統図                                 | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により、多様性を有する設計とすることを説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。            |            |
| 19-17 | モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —   | —              | —  | —   | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備<br>4.2放射線管理施設の警報動作範囲<br>V-2-3 系統図            | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。<br>【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】<br>・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。 |            |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別                   | 主な設備   | 展開事項  | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|--|------------------------|--|---|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |  |                        |  |   |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 19-18 | 再処理施設のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用する。   | 機能要求①                  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ<br>積算線量計             | 設計方針 (共用)   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>1.7.6放射線管理施設<br>1.7.6放射線管理施設<br>※別紙3②については、第14条 安全機能を有する<br>施設にて記載する。  | 【1.7.6放射線管理施設】<br>1.7.6放射線管理施設<br>○悪影響防止<br>○共用<br>・モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線<br>量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用<br>を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域<br>であることにより、監視結果の共有を図る設計と<br>することで、共用によってMOX燃料加工施設の安<br>全性を損なわない設計とすることを説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 |     |
| 19-19 | モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用<br>するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域で<br>あることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって<br>MOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 | 機能要求①                  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ<br>積算線量計             | 設計方針 (共用)   |   |   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-16 | 重大事故等において、環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備<br>として位置付け、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び降量を監視<br>し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。                                      | 設置要求<br>機能要求①<br>機能要求② | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                      | 設計方針 (環境モニタ<br>リング設備の設備構成、系<br>統構成)<br>設計方針 (指示、表示、<br>記録及び保存)<br>設計方針 (計測範囲) | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記<br>録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-3 系統図<br>V-2-4 配置図                 | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域にお<br>ける降量の測定について説明する。<br>・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設<br>から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測<br>定について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の<br>記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示また<br>は表示、記録及び保存に係る場所及び方法につ<br>いて説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明す<br>る。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説<br>明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・環境モニタリング設備の配置について、説明す<br>る。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 |     |
| 37-17 | 重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は、モニタリ<br>ングポスト及びダストモニタで構成する。  | 機能要求①                  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                      | 設計方針 (環境モニタ<br>リング設備の設備構成、系<br>統構成)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備  | 【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】<br>【3.1.2.2(2)ダストモニタ】<br>・環境モニタリング設備の構成について説明す<br>る。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-18 | 環境モニタリング設備は、重大事故等において、MOX燃料加工施設及び<br>再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射<br>物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。   | 機能要求①                  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                      | 設計方針 (環境モニタ<br>リング設備の設備構成、系<br>統構成)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備  | 【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】<br>【3.1.2.2(2)ダストモニタ】<br>・環境モニタリング設備のモニタリング対象につ<br>いて説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-19 | 環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を<br>可能とする設計とする。   | 機能要求①                  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                      | 設計方針 (環境モニタ<br>リング設備の設備構成、系<br>統構成)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備  | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・環境モニタリング用可搬型発電機から給電でき<br>る設計であることを説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-20 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置 (燃料加工建<br>屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) を常設重大事故等対処設備とし<br>て位置付け、環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とし<br>る。                     | 機能要求①                  | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) デ<br>ータ表示装置 (燃料加工建屋) | 設計方針<br>(設備構成)  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等につ<br>いて、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-21 | 環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋<br>情報把握設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に<br>示す。  | 機能要求①                  | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) デ<br>ータ表示装置 (燃料加工建屋) | 設計方針<br>(設備構成)  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等につ<br>いて、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-22 | 環境モニタリング設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①                  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                      | 設計方針 (悪影響防止)  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-23 | 再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設及び再<br>処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保す<br>ることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とす<br>る。                       | 機能要求①                  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                      | 設計方針 (個数及び容量<br>確保)<br>設計方針 (悪影響防止)   | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を<br>説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別                   | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |  |                          |   |   |
|-------|--|------------------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|--|--------------------------|---|---|
|       |  |                        | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③)                                  | 仕様表                      | 添付書類  | 添付書類における記載  |
| 19-18 | 再処理施設のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用する。   | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ<br>積算線量計       | —                        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>1.7系統施設毎の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設<br>※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。   | 【1.7系統施設毎の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設】<br>○感影響防止<br>・モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。  |
| 19-19 | モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ<br>積算線量計       | —                        |   |   |
| 37-16 | 重大事故等において、環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び降量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。                                  | 設置要求<br>機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-3 系統図<br>V-2-4 配置図     | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における降量の測定について説明する。<br>・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-3 系統図】<br>・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・環境モニタリング設備の配置について、説明する。 |
| 37-17 | 重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は、モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。  | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備  | 【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】<br>【3.1.2.2(2)ダストモニタ】<br>・環境モニタリング設備の構成について説明する。  |
| 37-18 | 環境モニタリング設備は、重大事故等において、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。                                    | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備  | 【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】<br>【3.1.2.2(2)ダストモニタ】<br>・環境モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。  |
| 37-19 | 環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。   | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.2.2環境モニタリング設備  | 【3.1.2.2環境モニタリング設備】<br>・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。   |
| 37-20 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。                         | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） | —                        | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  |
| 37-21 | 環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。  | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） | —                        | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  |
| 37-22 | 環境モニタリング設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                | —                        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 感影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用   | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる感影響についての考慮を説明する。  |
| 37-23 | 再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。                       | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ                | —                        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設計根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 感影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 | 【個数及び容量】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる感影響についての考慮を説明する。   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別  | 主な設備                                | 展開事項         | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容                                     | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|---|-------|-------------------------------------|--------------|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |   |       |                                     |              |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-24 | 環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求① | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ | 設計方針 (悪影響防止) | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止 | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |



| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別  | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                                     |     |   |   |
|-------|---|-------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------------------------|-----|---|---|
|       |   |       | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③)                   | 仕様表 | 添付書類  | 添付書類における記載                                    |
| 37-24 | 環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対応設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ | —   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に關する説明書<br><br>2. 重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性<br>2.4 悪影響防止 | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対応設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。 |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 主な設備   | 展開事項                                       | 添付書類 構成  | 添付書類 説明内容  | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|---|----------------|--|--|--|--|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |   |                |  |  |  |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-25 | 再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とともに、必要な台数を有する設計とする。                | 設置要求<br>機能要求②  | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ  | 設計方針（個数及び容量<br>（常設重大事故等対処設備））              | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                         | 【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。                           | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 37-26 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対応に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備となる機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。        | 機能要求①          | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ  | 設計方針（環境条件等<br>（常設重大事故等対処設備））               | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に<br>関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。   | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 37-27 | 環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。                  | 機能要求①          | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ  | 設計方針（試験・検査性）                               | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に<br>関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性          | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。   | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 19-20 | (3) 放射線サーベイ機器<br>放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。  | 設置要求           | 【放射線サーベイ機器】<br>アルファ線用サーベイメータ ベータ・ガンマ線用サーベイメータ<br>中性子線用サーベイメータ<br>ダストサンブラ<br>積算線量計  | 設計方針（放射線サーベイ機器の設備構成、系統構成）                  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.3放射線サーベイ機器  | 【3.1.3放射線サーベイ機器】<br>・放射線サーベイ機器の構成について説明する。<br>・外部放射線に係る線量計率、線量計率、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。                          | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 37-28 | 6.1.2 代替モニタリング設備<br>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。 | 設置要求           | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置<br>【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用気電機監視測定用運搬車<br>【可搬型周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (S A)<br>中性子線用サーベイメータ (S A)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)<br>可搬型ダストサンブラ (S A) | 設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）                 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2代替モニタリング設備   | 【3.2代替モニタリング設備】<br>代替モニタリング設備の構成について説明する。  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 37-29 | 代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。  | 機能要求①          | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置<br>【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用気電機監視測定用運搬車<br>【可搬型周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (S A)<br>中性子線用サーベイメータ (S A)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)<br>可搬型ダストサンブラ (S A) | 設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）                 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2代替モニタリング設備   | 【3.2代替モニタリング設備】<br>代替モニタリング設備の構成について説明する。  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 37-30 | (1) 代替排気モニタリング設備<br>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。                            | 設置要求           | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置  | 設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）               | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備<br>V-2-4 配置図   | 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>代替排気モニタリング設備の構成について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・代替排気モニタリング設備の配置について、説明する。  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 37-31 | 代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。  | 機能要求①          | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置  | 設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）               | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1代替排気モニタリング設備   | 【3.2.1代替排気モニタリング設備】<br>代替排気モニタリング設備の構成について説明する。  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |
| 37-32 | 可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ   | 設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）<br>設計方針（計測範囲） | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備<br>4.1放射線管理施設の計測範囲   | 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                   |     |  |                          |  |  |
|-------|---|----------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|--|--------------------------|--|--|
|       |   |                | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表 | 添付書類   | 添付書類における記載               |  |  |
| 37-25 | 再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とともに、必要な台数を有する設計とする。                | 設置要求<br>機能要求②  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ  | <計測装置><br>計測範囲           | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                     | 【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】<br>（放射線管理施設）<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。   |
| 37-26 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。        | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ  | —                        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する健全性に対する適用除外を説明する。  |
| 37-27 | 環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。                  | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【環境モニタリング設備】<br>モニタリングポスト<br>ダストモニタ  | —                        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性          | 【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>・重大事故等対処設備の操作性について説明する。  |
| 19-20 | (3) 放射線サーベイ機器<br>放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。  | 設置要求           | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【放射線サーベイ機器】<br>アルファ線用サーベイメータ ベータ・ガンマ線用サーベイメータ<br>中性子線用サーベイメータ<br>ダストサンプリング<br>積算線量計  | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.1.3放射線サーベイ機器  | 【3.1.3放射線サーベイ機器】<br>・放射線サーベイ機器の構成について説明する。<br>・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。                         |
| 37-28 | 6.1.2 代替モニタリング設備<br>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。 | 設置要求           | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置<br>【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (S A)<br>中性子線用サーベイメータ (S A)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)<br>可搬型ダストサンプリング (S A) | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2代替モニタリング設備   | 【3.2代替モニタリング設備】<br>・代替モニタリング設備の構成について説明する。   |
| 37-29 | 代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。  | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置<br>【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (S A)<br>中性子線用サーベイメータ (S A)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)<br>可搬型ダストサンプリング (S A) | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2代替モニタリング設備   | 【3.2代替モニタリング設備】<br>代替モニタリング設備の構成について説明する。  |
| 37-30 | (1) 代替排気モニタリング設備<br>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。                            | 設置要求           | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置  | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備<br>V-2-4 配置図   | 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>代替排気モニタリング設備の構成について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・代替排気モニタリング設備の配置について、説明する。  |
| 37-31 | 代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。  | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置  | —                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1代替排気モニタリング設備   | 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。  |
| 37-32 | 可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ   | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                                       | 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別  | 主な設備  | 展開事項                         | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|---|-------|---|------------------------------|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |   |       |   |                              |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-33 | 代替排気モニタリング設備は、重大事故等において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。                                   | 機能要求① | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ガスモニタ   | 設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 | 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>・可搬型排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。    | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-34 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対応設備として設置する。   | 機能要求① | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置   | 設計方針<br>(設備構成)               | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備                                    | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。                | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-35 | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対応設備として配備する。                               | 機能要求① | 【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）<br>制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）  | 設計方針<br>(設備構成)               | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備                                    | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。                | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-36 | 排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「1-1-1 第2章 7.3 所内電源設備」の一部である。燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。 | 機能要求① | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ガスモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置                                  | 設計方針<br>(設備構成)               | V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書<br>3.1代替電源設備                              | 【3.1代替電源設備】<br>・監視測定等の対応に係る代替電源設備による電源供給に関して、電源供給系統について、説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-37 | 代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。                | 機能要求① | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）<br>制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） | 設計方針<br>(設備構成)               | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備                                    | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。                | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別  | 第3回申請 |                   |                            |     |                             | 第4回申請  |      |   |   |  |   |  |
|-------|---|-------|-------|-------------------|----------------------------|-----|-----------------------------|--|------|---|---|--|---|--|
|       |   |       | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②)          | 仕様表 | 添付書類                        | 添付書類における記載   | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④)   | 申請対象設備<br>(1項新規③)   | 仕様表  | 添付書類  | 添付書類における記載   |
| 37-33 | 代替排気モニタリング設備は、重大事故等において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。                                   | 機能要求① | —     | —                 | —                          | —   | —                           | —  | ○    | —   | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ  | —  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 | 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>・可搬型排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。 |
| 37-34 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対応設備として設置する。   | 機能要求① | —     | —                 | —                          | —   | —                           | ○  | —    | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置                                   | —   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備       | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。                          |  |
| 37-35 | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対応設備として配備する。                               | 機能要求① | —     | —                 | —                          | —   | —                           | ○  | —    | 【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）<br>制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）        | —   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備       | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。                          |  |
| 37-36 | 排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「1-1-1 第2章 7.3 所内電源設備」の一部である。燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。 | 機能要求① | —     | —                 | —                          | —   | —                           | ○  | —    | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 | —   | V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書<br>3.1代替電源設備 | 【3.1代替電源設備】<br>・監視測定等の対応に係る代替電源設備による電源供給に関して、電源供給系統について、説明する。           |  |
| 37-37 | 代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報収集装置伝送設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。                | 機能要求① | ○     | —                 | 【代替グローブボックス排気設備】<br>可搬型ダクト | —   | V-2-3系統図<br>・代替グローブボックス排気設備 | 【V-2-3系統図】<br>・代替排気モニタリング設備を接続するための代替グローブボックス排気設備の系統構成について、説明する。 | ○    | —   | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）<br>制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） | —  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備                                    | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。             |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別          | 主な設備  | 展開事項                              | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|--|---------------|---|-----------------------------------|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |  |               |   |                                   |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-38 | 代替グロブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、非常要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を排気モニタリング設備が設置される建地から100m以上の距離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また、燃料加工建屋に保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。 | 設置要求          | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダクトモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 | 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備）） | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備    | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-39 | 可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダクトモニタ  | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                      | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。           | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-40 | 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求① | 【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置                                 | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備                 | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br>・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-41 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前倒設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言          | 基本方針  | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。                          | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-42 | 可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 設置要求          | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダクトモニタ<br>【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-43 | 可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、漏水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、放水防護する設計とする。  | 運用要求          | 施設共通 基本設計方針   | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。                                    | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-44 | 可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言          | 基本方針  | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。                                    | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-45 | 可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、設置、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。  | 機能要求①         | 【可搬型排気モニタリング設備】<br>可搬型ダクトモニタ  | 設計方針（試験・検査性）                      | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性           | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-46 | 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | 【代替排気モニタリング設備】<br>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置                                 | 設計方針（試験・検査性）                      | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性           | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別          | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |   |                   |  |  |   |
|-------|---|---------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|---|-------------------|--|--|---|
|       |   |               | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④)   | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表  | 添付書類   | 添付書類における記載  |
| 37-38 | 代替グロブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、非常要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を排気モニタリング設備が設置される建地から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。 | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —   | —                 | —  | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.3 共通要因故障に対する考慮<br/>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> | <p>【2.3 共通要因故障に対する考慮<br/>(2) 可搬型重大事故等対処設備】<br/>可搬型重大事故等対処設備の各種性、独立性、位置的分散の考慮を説明する</p> |
| 37-39 | 可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | <p>【可搬型排気モニタリング設備】<br/>可搬型ダストモニタ</p>  | <計測装置><br>計測範囲    | <p>V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）</p> <p>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>4.1放射線管理施設の計測範囲</p>                        | <p>【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br/>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。</p> <p>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br/>可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。</p>                  |   |
| 37-40 | 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | <p>【代替排気モニタリング設備】<br/>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</p>                                   | —                 | <p>V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）</p> <p>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備</p>                   | <p>【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br/>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。</p> <p>【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】<br/>可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。</p>        |   |
| 37-41 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 基本方針  | —                 | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.5 環境条件<br/>(1) 環境条件<br/>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> | <p>【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br/>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。</p>                                     |   |
| 37-42 | 可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第1保管庫（貯水所）保管1、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | <p>【可搬型排気モニタリング設備】<br/>可搬型ダストモニタ<br/>【代替排気モニタリング設備】<br/>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</p> | —                 | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.5 環境条件<br/>(1) 環境条件<br/>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> | <p>【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br/>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる現象からの防護方針を説明する。</p>                                     |   |
| 37-43 | 可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、放水防護する設計とする。  | 運用要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 施設共通 基本設計方針   | —                 | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.5 環境条件<br/>(1) 環境条件<br/>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> | <p>【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br/>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。</p>  |   |
| 37-44 | 可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 基本方針  | —                 | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.5 環境条件<br/>(1) 環境条件<br/>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> | <p>【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br/>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。</p>   |   |
| 37-45 | 可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、設置、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | <p>【可搬型排気モニタリング設備】<br/>可搬型ダストモニタ</p>  | —                 | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.6 操作性及び試験・検査性<br/>(2) 試験・検査性</p>            | <p>【2.6 操作性及び試験・検査性<br/>(1) 操作性】<br/>可搬型重大事故等対処設備の操作性について説明する。</p>   |   |
| 37-46 | 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | <p>【代替排気モニタリング設備】<br/>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</p>                                   | —                 | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p>  | <p>【2.6 操作性及び試験・検査性<br/>(1) 操作性】<br/>可搬型重大事故等対処設備の操作性について説明する。</p>   |   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 主な設備  | 展開事項   | 添付書類 構成  | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|---|----------------|---|--|--|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |   |                |   |  |  |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-47 | (2) 代替環境モニタリング設備<br>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。  | 設置要求           | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ダストサンプラ (SA) | 設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)                | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2代替環境モニタリング設備<br>V-2-4 配置図  | 【3.2.2代替環境モニタリング設備】<br>・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・代替環境モニタリング設備の配置について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-48 | 代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA)、可搬型環境モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。 | 機能要求①          | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ダストサンプラ (SA) | 設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)                | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備<br>3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機<br>3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備<br>V-2-5 構造図                                     | 【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】<br>【3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機】<br>【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。<br>【V-2-5 構造図】<br>・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-49 | 可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空气中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ   | 設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (計測範囲) | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備<br>4.1放射線管理施設の計測範囲   | 【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合の空气中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。<br>・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-50 | 可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空气中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ダストサンプラ (SA)  | 設計方針 (計測範囲)<br>設計方針 (指示、表示、記録及び保存)           | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                           | 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合の空气中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。<br>・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-51 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。   | 機能要求①          | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置   | 設計方針 (設備構成)                                  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-52 | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 及び制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋) を可搬型重大事故等対処設備として配備する。   | 機能要求①          | 【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)  | 設計方針 (設備構成)                                  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-53 | 代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。   | 機能要求①          | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)   | 設計方針 (設備構成)                                  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-54 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①          |   | 設計方針 (悪影響防止)                                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-55 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び伝送を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。                                       | 機能要求①          | 【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング設備<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機<br>監視測定用運搬車   | 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))<br>設計方針 (悪影響防止) | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |



| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |   |   |   |   |   |
|-------|---|----------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|---|---|---|---|---|
|       |   |                | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更④)   | 申請対象設備<br>(1項新規③)   | 仕様表   | 添付書類  |
| 37-47 | (2) 代替環境モニタリング設備<br>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。  | 設置要求           | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —   | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型質量率計<br>可搬型ガストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ガストサンブラ (SA) | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>V-2-4 配置図  | 【3.2.2代替環境モニタリング設備】<br>・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。<br><br>【V-2-4 配置図】<br>・代替環境モニタリング設備の配置について、説明する。 |
| 37-48 | 代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型質量率計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ガストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ガストサンブラ (SA)、可搬型環境モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。 | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型質量率計<br>可搬型ガストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ガストサンブラ (SA) | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備<br>3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機<br>3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備<br>V-2-5 構造図                                    | 【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】<br>・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。<br><br>【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。<br><br>【V-2-5 構造図】<br>・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について、説明する。  |   |
| 37-49 | 可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型質量率計<br>可搬型ガストモニタ   | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備<br>4.1放射線管理施設の計測範囲  | 【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。<br>・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。<br><br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。   |   |
| 37-50 | 可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>可搬型ガストサンブラ (SA)<br><br>【機能要求②】<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)  | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                          | 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。<br>・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。<br><br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br><br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 |   |
| 37-51 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。   | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置   | —   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  |   |
| 37-52 | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。   | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)  | —   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  |   |
| 37-53 | 代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「I-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。   | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置<br><br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)   | —   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。  |   |
| 37-54 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング設備<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車  | —   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用   | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   |   |
| 37-55 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び信頼性を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な信頼性を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。                                     | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | ○    | —          | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング設備<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車   | —   | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br><br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   |   |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別          | 主な設備   | 展開事項                              | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|--|---------------|--|-----------------------------------|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |  |               |  |                                   |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-56 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。                                   | 設置要求          | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ガストモニタ  | 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備）） | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備    | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-57 | 可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。  | 設置要求          | 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ（S.A）<br>中性子線用サーベイメータ（S.A）<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A）<br>可搬型ダストサンブラ（S.A） | 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備）） | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備    | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-58 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ガストモニタ  | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                      | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。        | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-59 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。また、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求① | 【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置  | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.2.2代替環境モニタリング設備                    | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【3.2.2代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-60 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | 【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用発電機  | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）  | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-61 | ガンマ線用サーベイメータ（S.A）及び中性子線用サーベイメータ（S.A）は、建屋周辺において、線量率を測定するための計測範囲を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ（S.A）<br>中性子線用サーベイメータ（S.A）  | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                      | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について設計する。      | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-62 | アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A）及び可搬型ダストサンブラ（S.A）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンブラ（S.A）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。 | 設置要求<br>機能要求② | 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A）<br>可搬型ダストサンブラ（S.A）   | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）  | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-63 | 再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。  | 設置要求          | 【代替環境モニタリング設備】<br>監視測定用運搬車   | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）  | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-64 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新規設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | 基本方針   | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備             | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。                      | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-65 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫、貯水筒及び貯水保管庫、貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 設置要求          | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ガストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機      | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-66 | 可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。  | 運用要求          | 施設共通 基本設計方針  | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響等のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。                                | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別          | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                   |     |   |                |   |   |
|-------|---|---------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|---|----------------|---|---|
|       |   |               | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表 | 添付書類  | 添付書類における記載     |   |   |
| 37-56 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。  | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型設置車計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機   | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備    | 【2.3 共通要因故障に対する考慮及び重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する   |
| 37-57 | 可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。   | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ダストサンプリング (SA)  | —              | —   | —   |
| 37-58 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び質量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型設置車計<br>可搬型ダストモニタ   | <計測装置><br>計測範囲 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4. 放射線管理施設の計測範囲                     | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。       |
| 37-59 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置   | —              | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設計根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3. 2.2代替環境モニタリング設備                  | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【3.2.2代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング設備の測定データの伝送について説明する。 |
| 37-60 | 再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び危険保守による待機時外のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用発電機   | <発電機><br>容量    | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設計根拠に関する説明書 (放射線管理施設)   | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。   |
| 37-61 | ガンマ線用サーベイメータ (SA) 及び中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)   | <計測装置><br>計測範囲 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設計根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4. 放射線管理施設の計測範囲                     | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。     |
| 37-62 | アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプリング (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプリング (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。 | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【機能要求②】<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)  | <計測装置><br>計測範囲 | —   | —   |
| 37-63 | 再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び危険保守による待機時外のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。  | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【代替環境モニタリング設備】<br>監視測定用運搬車  | —              | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設計根拠に関する説明書 (放射線管理施設)   | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。   |
| 37-64 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設設計」に基づき設計することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 基本方針  | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備             | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   |
| 37-65 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水庫及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等による重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型設置車計<br>可搬型ダストモニタ<br>【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA)<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ダストサンプリング (SA) | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   |
| 37-66 | 可搬型建屋周辺モニタリング設備は、降水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。   | 運用要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | —   | 施設共通 基本設計方針   | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別           | 主な設備  | 展開事項   | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|--|----------------|---|--|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |  |                |   |  |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-67 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 | 冒頭宣言           | 基本方針  | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））                                    | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>・ 可搬型重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>・ 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-68 | 可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。                                      | 機能要求①          | 【可搬型環境モニタリング設備】<br>可搬型線量率計<br>可搬型ダストモニタ<br>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ（SA）<br>中性子線用サーベイメータ（SA）<br>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）<br>可搬型ダストサンブラ（SA） | 設計方針（試験・検査性）   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性  | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・ 可搬型環境モニタリング設備の試験・検査性を説明する。<br>・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備の試験・検査性を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-69 | 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。                                   | 機能要求①          | 【代替環境モニタリング設備】<br>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br>可搬型環境モニタリング用発電機  | 設計方針（試験・検査性）   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性  | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・ 可搬型環境モニタリング設備の試験・検査性を説明する。<br>・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備の試験・検査性を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-21 | 6.1.3 試料分析関係設備<br>MOX燃料加工施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を設置する設計とする。   | 設置要求           | 【放射能測定設備】<br>フード<br>放射能測定装置   | 設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）                                     | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.3.1 放射能測定設備  | 【3.3.1 放射能測定設備】<br>・ 試料分析関係設備の構成について説明する。<br>・ 作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-22 | MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を設置する設計とする。  | 設置要求           | 【放出管理分析設備】<br>フード<br>放射能測定装置  | 設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）                                     | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.3.2 放出管理分析設備   | 【3.3.2 放出管理分析設備】<br>・ 試料分析関係設備の構成について説明する。<br>・ 放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-23 | 周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。  | 設置要求           | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器  | 設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）                                     | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.3.3 環境試料測定設備   | 【3.3.3 環境試料測定設備】<br>・ 試料分析関係設備の構成について説明する。<br>・ 環境試料の放射能測定について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-24 | 環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①          | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器  | 設計方針（共用）   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>1.7.系統設備の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設<br>○ 共用<br>・ 環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 | 【1.7.系統設備の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】<br>○ 共用<br>・ 環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-25 | 環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。  | 機能要求①          | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器  | 設計方針（共用）   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>1.7.系統設備の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設<br>○ 共用<br>・ 環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 | 【1.7.系統設備の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】<br>○ 共用<br>・ 環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-70 | 重大事故等時において、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求②  | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置<br>【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器  | 設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）<br>設計方針（計測範囲）                       | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.3.2 放出管理分析設備<br>3.3.3 環境試料測定設備<br>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲<br>V-2-4 配置図  | 【3.3.2 放出管理分析設備】<br>【3.3.3 環境試料測定設備】<br>・ 試料分析関係設備の構成について説明する。<br>・ 重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。<br>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br>・ 試料分析関係設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・ 試料分析関係設備の配置について、説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-71 | 試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置<br>【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器  | 設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）<br>設計方針（指示、表示、記録及び保存）<br>設計方針（計測範囲） | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.3.2 放出管理分析設備<br>3.3.3 環境試料測定設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲   | 【3.3.2 放出管理分析設備】<br>【3.3.3 環境試料測定設備】<br>・ 試料分析関係設備の構成について説明する。<br>・ 重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・ 重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br>・ 試料分析関係設備の計測範囲について説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別           | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                   |     |  |   |   |   |   |   |   |
|-------|--|----------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|--|---|---|---|---|---|---|
|       |  |                | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表 | 添付書類   | 添付書類における記載  |   |   |   |   |   |
| 37-67 | 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 | 冒頭宣言           | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | <p>【可搬型環境モニタリング設備】<br/>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br/>可搬型環境モニタリング用発電機</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br/>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br/>中性子線用サーベイメータ (SA)<br/>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br/>可搬型ダストサンプリング (SA)</p> | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br/>2.5 環境条件<br/>(1) 環境条件<br/>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> | <p>【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br/>重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。</p>   |   |   |   |   |
| 37-68 | 可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。                                   | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | <p>【可搬型環境モニタリング設備】<br/>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br/>可搬型ダストモニタ</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】<br/>ガンマ線用サーベイメータ (SA)<br/>中性子線用サーベイメータ (SA)<br/>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br/>可搬型ダストサンプリング (SA)</p>       | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br/>2.6 操作性及び試験・検査性<br/>(2) 試験・検査性</p>            | <p>【2.6 操作性及び試験・検査性】<br/>・重大事故等対処設備の操作性について説明する。</p>  |   |   |   |   |
| 37-69 | 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。                                   | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | <p>【可搬型環境モニタリング設備】<br/>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<br/>可搬型環境モニタリング用発電機</p>   | —   | —   |   |   |   |   |
| 19-21 | 6.1.3 試料分析関係設備<br>MOX燃料加工施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を設置する設計とする。   | 設置要求           | ○     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —  | <p>【放射能測定設備】<br/>フード<br/>放射能測定装置</p>  | <p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br/>3.3.1 放射能測定設備</p>  | <p>【3.3.1 放射能測定設備】<br/>・試料分析関係設備の構成について説明する。<br/>・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。</p>  | —   |   |   |
| 19-22 | MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を設置する設計とする。  | 設置要求           | ○     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —  | <p>【放出管理分析設備】<br/>フード<br/>放射能測定装置</p>   | <p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br/>3.3.2 放出管理分析設備</p>   | <p>【3.3.2 放出管理分析設備】<br/>・試料分析関係設備の構成について説明する。<br/>・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。</p>  | —   |   |   |
| 19-23 | 周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。  | 設置要求           | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —  | <p>【環境試料測定設備】<br/>放射能測定を行う機器</p>  | <p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br/>3.3.3 環境試料測定設備</p>   | <p>【3.3.3 環境試料測定設備】<br/>・試料分析関係設備の構成について説明する。<br/>・環境試料の放射能測定について説明する。</p>  | —   |   |   |
| 19-24 | 環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —  | <p>【環境試料測定設備】<br/>放射能測定を行う機器</p>  | <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書<br/>1.7 系統施設毎の設計上の考慮<br/>1.7.6 放射線管理施設</p> <p>※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。</p>  | <p>【1.7 系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6 放射線管理施設】<br/>○遮影・遮断<br/>○共用<br/>・環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とする。また、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>   | —   |   |   |
| 19-25 | 環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。  | 機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —  | <p>【環境試料測定設備】<br/>放射能測定を行う機器</p>  | —   | —   | —   |   |   |
| 37-70 | 重大事故等時において、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求②  | ○     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —  | <p>【放出管理分析設備】<br/>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置</p> <p>&lt;計測装置&gt;<br/>検出器の種類<br/>計測範囲</p>  | <p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br/>3.3.2 放出管理分析設備<br/>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲<br/>V-2-4 配置図</p>  | <p>【3.3.2 放出管理分析設備】<br/>・試料分析関係設備の構成について説明する。<br/>・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br/>・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> <p>【V-2-4 配置図】<br/>・試料分析関係設備の配置について、説明する。</p>   | <p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br/>3.3.2 放出管理分析設備<br/>3.3.3 環境試料測定設備<br/>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲<br/>V-2-4 配置図</p>   | <p>【3.3.3 環境試料測定設備】<br/>・試料分析関係設備の構成について説明する。<br/>・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br/>・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> <p>【V-2-4 配置図】<br/>・試料分析関係設備の配置について、説明する。</p> | — |
| 37-71 | 試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | ○     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —  | <p>【放出管理分析設備】<br/>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置</p> <p>&lt;計測装置&gt;<br/>検出器の種類<br/>計測範囲</p>  | <p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br/>3.3.2 放出管理分析設備<br/>3.8.1 計測結果の指示または表示<br/>3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>【3.8.1 計測結果の指示または表示】<br/>【3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br/>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br/>・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> | <p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br/>3.3.3 環境試料測定設備</p> <p>【3.8.1 計測結果の指示または表示】<br/>【3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br/>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br/>・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> | <p>【3.3.3 環境試料測定設備】<br/>・試料分析関係設備の構成について説明する。<br/>・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>【3.8.1 計測結果の指示または表示】<br/>【3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br/>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br/>・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> | —   |   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 主な設備   | 展開事項   | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|---|----------------|--|--|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |   |                |  |  |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-72 | 環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。   | 機能要求①          | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | 設計方針 (悪影響防止)                                       | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-73 | 再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理<br>施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保するこ<br>とで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。  | 機能要求①          | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | 設計方針 (個数及び容量<br>(常設重大事故等対処設<br>備))<br>設計方針 (悪影響防止) | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を<br>説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-74 | 試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系<br>統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影<br>響を及ぼさない設計とする。   | 機能要求①          | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ<br>線用放射能測定装置<br>【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器                                 | 設計方針 (悪影響防止)                                       | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.4 悪影響防止   | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての<br>考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-75 | 放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度<br>を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする<br>とともに、必要な台数を有する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求②  | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ<br>線用放射能測定装置   | 設計方針 (個数及び容量<br>(常設重大事故等対処設<br>備))                 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分<br>析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説<br>明書<br>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の<br>計測範囲  | 【基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対<br>処設備))】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を<br>説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明<br>する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-76 | 再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理<br>施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に<br>対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計<br>とする。  | 設置要求<br>機能要求②  | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | 設計方針 (個数及び容量<br>(常設重大事故等対処設<br>備))                 |   |   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-77 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析<br>関係設備は、自然現象、火災事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対<br>して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に<br>必要な機能を損なわない設計とする。                              | 機能要求①          | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ<br>線用放射能測定装置<br>【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器                                 | 設計方針 (環境条件等<br>(常設重大事故等対処設<br>備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備  | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等<br>対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象から<br>の防護方針の適用除外を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-78 | 試料分析関係設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要<br>な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が<br>可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能<br>な設計とする。  | 機能要求①          | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ<br>線用放射能測定装置<br>【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器                                 | 設計方針 (試験・検査<br>性)                                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性   | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査<br>性】<br>重大事故等対処設備の試験・検査性を説明す<br>る。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-79 | 6.1.4 代替試料分析関係設備<br>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その<br>機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として<br>設ける設計とする。  | 設置要求           | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機 | 設計方針 (代替試料分析<br>関係設備の設備構成、系<br>統構成)                | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分<br>析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説<br>明書<br>3.4.1可搬型放出管理分析設備<br>3.4.2可搬型試料分析設備<br>V-2-4 配置図<br>V-2-5 構造図   | 【3.4.1可搬型放出管理分析設備】<br>【3.4.2可搬型試料分析設備】<br>・代替試料分析関係設備の構成について説明す<br>る。<br>【V-2-4 配置図】<br>・可搬型放出管理分析設備の配置について、説明<br>する。<br>【V-2-5 構造図】<br>・可搬型排気モニタリング用発電機の構造につ<br>いて、説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 |     |
| 37-80 | 代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装<br>置、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下<br>同じ。))及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに<br>可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成<br>する。 | 機能要求①          | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機 | 設計方針 (代替試料分析<br>関係設備の設備構成、系<br>統構成)                | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分<br>析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説<br>明書<br>3.4.1可搬型放出管理分析設備<br>3.4.2可搬型試料分析設備   | 【3.4.1可搬型放出管理分析設備】<br>【3.4.2可搬型試料分析設備】<br>・代替試料分析関係設備の構成について説明す<br>る。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-81 | 可搬型放出管理分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排<br>気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物<br>質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置  | 設計方針 (指示、表示、<br>記録及び保存)<br>設計方針 (計測範囲)             | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分<br>析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説<br>明書<br>3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設<br>備の指示、表示及び記録  | 【3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設<br>備の指示、表示および記録】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示また<br>は表示、記録及び保存に係る場所及び方法につ<br>いて説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-82 | 可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダスト<br>モニタ及び可搬型ガス・モニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、記<br>録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置   | 設計方針 (指示、表示、<br>記録及び保存)<br>設計方針 (計測範囲)             | 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備<br>の計測範囲  | 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設<br>備の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明す<br>る。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-83 | 可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそ<br>れがあると判断した場合に、MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した、<br>水甲及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値<br>を指示する設計とする。                                  | 機能要求①<br>機能要求② | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置   | 設計方針 (指示、表示、<br>記録及び保存)<br>設計方針 (計測範囲)             |   |   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別           | 第3回申請 |                   |  |                |  | 第4回申請  |      |                          |  |  |  |   |
|-------|---|----------------|-------|-------------------|--|----------------|--|--|------|--------------------------|--|--|--|---|
|       |   |                | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②)                        | 仕様表            | 添付書類   | 添付書類における記載   | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④)        | 申請対象設備<br>(1項新規③)  | 仕様表  | 添付書類   | 添付書類における記載  |
| 37-72 | 環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。   | 機能要求①          | —     | —                 | —  | —              | —  | —  | ○    | —                        | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | —  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用 | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。  |
| 37-73 | 再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。  | 機能要求①          | —     | —                 | —  | —              | —  | ○  | —    | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器 | —  | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。                  |   |
| 37-74 | 試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。   | 機能要求①          | ○     | —                 | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置 | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.4 悪影響防止                              | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。  | ○    | —                        | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | —  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.4 悪影響防止                              | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。   |
| 37-75 | 放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。とともに、必要な台数を有する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求②  | ○     | —                 | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置 | <計測装置><br>計測範囲 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲    | 【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 | —    | —                        | —  | —  | —  | —   |
| 37-76 | 再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。とともに、必要な台数を有する設計とする。                                     | 設置要求<br>機能要求②  | —     | —                 | —  | —              | —  | —  | ○    | —                        | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | <計測装置><br>計測範囲   | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書<br>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲                 | 【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。  |
| 37-77 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、火災事象、伝導、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                          | 機能要求①          | ○     | —                 | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置 | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。                                   | ○    | —                        | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | <計測装置><br>計測範囲   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。  |
| 37-78 | 試料分析関係設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、保守等が可能な設計とする。                                    | 機能要求①          | ○     | —                 | 【放出管理分析設備】<br>アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置 | —              | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性          | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。   | ○    | —                        | 【環境試料測定設備】<br>放射能測定を行う機器   | —  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性          | 【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>・重大事故等対処設備の操作性について説明する。   |
| 37-79 | 6.1.4 代替試料分析関係設備<br>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。   | 設置要求           | —     | —                 | —  | —              | —  | —  | ○    | —                        | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型試料分析設備<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機                 | —  | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.4.1可搬型放出管理分析設備<br>3.4.2可搬型試料分析設備<br>V-2-4 配置図<br>V-2-5 構造図              | 【3.4.1可搬型放出管理分析設備】<br>【3.4.2可搬型試料分析設備】<br>・代替試料分析関係設備の構成について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・可搬型放出管理分析設備の配置について、説明する。<br>【V-2-5 構造図】<br>・可搬型排気モニタリング用発電機の構造について、説明する。 |
| 37-80 | 代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。 | 機能要求①          | —     | —                 | —  | —              | —  | —  | ○    | —                        | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機 | —  | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.4.1可搬型放出管理分析設備<br>3.4.2可搬型試料分析設備  | 【3.4.1可搬型放出管理分析設備】<br>【3.4.2可搬型試料分析設備】<br>・代替試料分析関係設備の構成について説明する。   |
| 37-81 | 可搬型放出管理分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —  | —              | —  | —  | ○    | —                        | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置  | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲   | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録   | 【3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び記録に係る場所及び方法について説明する。   |
| 37-82 | 可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —  | —              | —  | —  | ○    | —                        | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置   | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲   | 3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録<br>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲  | ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び記録に係る場所及び方法について説明する。  |
| 37-83 | 可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した、水相及び固相中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。                              | 機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —  | —              | —  | —  | ○    | —                        | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置   | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲   | 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲   | ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。  |

| 項目番号  | 基本設計方針  | 要求種別          | 主な設備   | 展開事項  | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容  | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-------|---|---------------|--|---|---|--|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|       |   |               |  |   |   |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37-84 | 可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設と共用する。   | 機能要求①         |  | 設計方針 (悪影響防止)  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-85 | 再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することによって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。   | 機能要求①         | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機                                | 設計方針 (個数及び容量<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))<br>設計方針 (悪影響防止) | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様<br>を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-86 | 可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し、外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気管理建屋にも保管することによって位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することによって位置的分散を図る設計とする。 | 設置要求          | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機 | 設計方針 (共通要因故障<br>に対する考慮等 (可搬型<br>重大事故等対処設備))         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大<br>事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位<br>置的分散の考慮を説明する                                       | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-87 | 可搬型放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置  | 設計方針 (個数及び容量<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分<br>析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説<br>明書  | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等<br>対処設備))】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様<br>を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-88 | 再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置  | 設計方針 (個数及び容量<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の<br>計測範囲   | 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備<br>の計測範囲】<br>試料分析関係設備の計測範囲について説明す<br>る。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-89 | 再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型核種分析装置   | 設計方針 (個数及び容量<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                 |   |  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-90 | 再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | 【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機  | 設計方針 (個数及び容量<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                 |   |  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-91 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言          | 基本方針   | 基本方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事<br>故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事<br>故において想定した条件より厳しい条件の要因とな<br>る事象からの防護方針を説明する。         | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-92 | 可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 設置要求          | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置  | 基本方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事<br>故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護<br>方針を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-93 | 可搬型放出管理分析設備は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。   | 運用要求          | 施設共通 基本設計方針  | 基本方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事<br>故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等<br>からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方<br>針を説明する。                   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-94 | 可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を及ぼさない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言          | 基本方針   | 基本方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事<br>故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影<br>響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明<br>する。                      | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37-95 | 可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。  | 機能要求①         | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射能測定装置<br>可搬型核種分析装置                                    | 設計方針 (試験・検査<br>性)                                   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に<br>おける健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性   | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査<br>性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明す<br>る。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |



| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別          | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |  |                   |  |  |   |
|-------|--|---------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|--|-------------------|--|--|---|
|       |  |               | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④)  | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表  | 添付書類   | 添付書類における記載  |
| 37-84 | 可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —  | —                 | —  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用 | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>可搬型重大事故等対地設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 |
| 37-85 | 再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射線測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対地を考慮し、十分な容量及び台数を確保することによって重大事故等時の対地に影響を及ぼさない設計とする。  | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射線測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機                                | —                 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対地設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>可搬型重大事故等対地設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。                |   |
| 37-86 | 可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な台数を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。 | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射線測定装置<br>【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射線測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機 | —                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対地設備  | 【基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対地設備))]】<br>可搬型重大事故等対地設備の系統構成や設備仕様を説明する。  |   |
| 37-87 | 可搬型放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射線測定装置  | <計測装置><br>計測範囲    | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-1-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書  | 【基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対地設備))]】<br>可搬型重大事故等対地設備の系統構成や設備仕様を説明する。  |   |
| 37-88 | 再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射線測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射線測定装置  | <計測装置><br>計測範囲    | 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲   | 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】<br>試料分析関係設備の計測範囲について説明する。   |   |
| 37-89 | 再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型試料分析設備】<br>可搬型核種分析装置   | <計測装置><br>計測範囲    | —  | —  |   |
| 37-90 | 再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機  | <発電機><br>容量       | —  | —  |   |
| 37-91 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「8.2 重大事故等対地設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 基本方針   | —                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対地設備  | 【5.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】<br>可搬型重大事故等対地設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。                               |   |
| 37-92 | 可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射線測定装置  | —                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対地設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】<br>可搬型重大事故等対地設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。  |   |
| 37-93 | 可搬型放出管理分析設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。  | 運用要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 施設共通 基本設計方針  | —                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対地設備  | 【5.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】<br>可搬型重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの悪影響のうら、溢水及び火災からの防護方針を説明する。   |   |
| 37-94 | 可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射線測定装置<br>可搬型核種分析装置<br>【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機                              | —                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対地設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】<br>可搬型重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの悪影響のうら、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。                                       |   |
| 37-95 | 可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【可搬型放出管理分析設備】<br>可搬型放射線測定装置<br>【可搬型試料分析設備】<br>可搬型放射線測定装置<br>可搬型核種分析装置                                    | —                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性   | 【5.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>・重大事故等対地設備の操作性について説明する。  |   |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別  | 主な設備  | 展開事項   | 添付書類 構成  | 添付書類 説明内容  | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |      |
|-------|--|-------|---|--|--|--|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|------|
|       |  |       |   |  |  |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 | 添付書類 |
| 37-96 | 可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。  | 機能要求① | 【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機                       | 設計方針（試験・検査性）                                 |  |  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    |
| 19-26 | 6.1.5 環境管理設備<br>敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、土壌サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。 | 設置要求  | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計) | 設計方針(環境管理設備の設備構成、系統構成)                       | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3 環境管理設備  | 【3.3 環境管理設備】<br>・環境管理設備の構成について説明する。  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    |
| 19-27 | 気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。  | 機能要求① | 【環境管理設備】<br>気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)           | 設計方針(環境管理設備の設備構成、系統構成)<br>設計方針(指示、表示、記録及び保存) | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    |

| 項目番号  | 基本設計方針   | 要求種別  | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |  |     |   |  |
|-------|--|-------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|--|-----|---|--|
|       |  |       | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③)                                      | 仕様表 | 添付書類  | 添付書類における記載   |
| 37-96 | 可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。  | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【代替試料分析関係設備】<br>可搬型排気モニタリング用発電機                        | —   | (2) 試験・検査性  |  |
| 19-26 | 6.1.5 環境管理設備<br>敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンブラ、土壌サンプリング及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。 | 設置要求  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計) | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3 環境管理設備   | 【3.3 環境管理設備】<br>・環境管理設備の構成について説明する。  |
| 19-27 | 気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。  | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境管理設備】<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)           | —   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】<br>・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 |

| 項目番号   | 基本設計方針   | 要求種別                   | 主な設備   | 展開事項  | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容  | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |      |
|--------|--|------------------------|--|---|---|--|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|------|
|        |  |                        |  |   |   |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 | 添付書類 |
| 19-28  | 再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①                  | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射線支計, 雨量計, 温度計) | 設計方針 (共用)   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>1.7.6放射線管理施設   | 【1.7.6放射線管理施設】<br>○放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設<br>と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、<br>周辺監視区域等が同一の区域であることにより、<br>測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によ<br>ってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計と<br>することを説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 19-29  | 放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。  | 機能要求①                  | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射線支計, 雨量計, 温度計) | 設計方針 (共用)   | ※別紙3②については、第14条 安全機能を有する<br>施設にて記載する。   |  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-97  | 重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求①<br>機能要求② | 【環境管理設備】<br>放射能観測車   | 設計方針 (環境管理設備<br>の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (指示、表示、<br>記録及び保存)<br>設計方針 (計測範囲) | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3.1 放射能観測車<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録<br>及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-4 配置図                                   | 【3.3.1 放射能観測車】<br>・放射能観測車の構成について説明する。<br>・放射能観測車の搭載機器について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録<br>及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示また<br>は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について<br>説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・放射能観測車の配置について、説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 37-98  | 重大事故等時において、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射線支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求①          | 【環境管理設備】<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射線支計, 雨量計)                | 設計方針 (環境管理設備<br>の設備構成、系統構成)<br>設計方針 (指示、表示、<br>記録及び保存)                | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3 環境管理設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録<br>及び保存   | 【3.3 環境管理設備】<br>・気象観測設備の構成について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録<br>及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示また<br>は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について<br>説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |
| 37-99  | 重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。   | 機能要求①                  | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射線支計, 雨量計)      | 設計方針 (環境管理設備<br>の設備構成、系統構成)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3.1 放射能観測車   | 【3.3.1 放射能観測車】<br>・環境管理設備の構成について説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-100 | 環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。   | 機能要求①                  | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射線支計, 雨量計)      | 設計方針 (環境管理設備<br>の設備構成、系統構成)   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書<br>並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3 環境管理設備   | 【3.3 環境管理設備】<br>・環境管理設備のモニタリング対象について説明<br>する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-101 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置 (燃料加工建屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) を常設重大事故等対処設備として位置付け、気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。   | 機能要求①                  | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)       | 設計方針 (設備構成)   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、<br>説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-102 | 気象観測設備の測定値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。  | 機能要求①                  | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)       | 設計方針 (設備構成)   | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、<br>説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-103 | 環境管理設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①                  |  | 設計方針 (悪影響防止)  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   | -    |
| 37-104 | 再処理施設と共用する放射能観測車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することにより、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する気象観測設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することにより、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求①                  | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射線支計, 雨量計)      | 設計方針 (個数及び容量<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))<br>設計方針 (悪影響防止)                   | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を<br>説明する。<br>【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を<br>説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |      |

| 項目番号   | 基本設計方針   | 要求種別                   | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |  |  |  |  |  |
|--------|--|------------------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|--|--|--|--|--|
|        |  |                        | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④)  | 申請対象設備<br>(1項新規③)                                      | 仕様表  | 添付書類   | 添付書類における記載   |
| 19-28  | 再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —  | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計) | —  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>1.7系統施設毎の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設   | 【1.7系統施設毎の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設】<br>○健全影響<br>○共用<br>・放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域等が同一の区域であることを図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。 |
| 19-29  | 放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。  | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)                                     | —  | ※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。  | 【1.7系統施設毎の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設】<br>○健全影響<br>○共用<br>・放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域等が同一の区域であることを図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。   |  |
| 37-97  | 重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求①<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車   | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲                               | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3.1 放射能観測車<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲<br>V-2-4 配置図                            | 【3.3.1 放射能観測車】<br>・放射能観測車の構成について説明する。<br>・放射能観測車の搭載機器について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・放射能観測車の配置について、説明する。 |  |
| 37-98  | 重大事故等時において、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求①          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)   | —  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3 環境管理設備<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存  | 【3.3 環境管理設備】<br>・気象観測設備の構成について説明する。<br>【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。  |  |
| 37-99  | 重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。   | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)   | —  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3.1 放射能観測車  | 【3.3.1 放射能観測車】<br>・環境管理設備の構成について説明する。  |  |
| 37-100 | 環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。   | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)   | —  | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.3 環境管理設備  | 【3.3 環境管理設備】<br>・環境管理設備のモニタリング対象について説明する。  |  |
| 37-101 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置 (燃料加工建屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) を常設重大事故等対処設備として位置付け、気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。   | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)                                       | —  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   |  |
| 37-102 | 気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。  | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【室内電源設備】<br>受電開閉設備<br>高圧母線<br>低圧母線<br>【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋) | —  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   |  |
| 37-103 | 環境管理設備は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | —  | —  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 健全影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる健全影響についての考慮を説明する。   |  |
| 37-104 | 再処理施設と共用する放射能観測車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する気象観測設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求①                  | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)   | —  | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 健全影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【編数及び容量】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【編数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる健全影響についての考慮を説明する。  |  |

| 項目番号      | 基本設計方針   | 要求種別          | 主な設備  | 展開事項                         | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容  | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-----------|--|---------------|---|------------------------------|---|--|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|           |  |               |   |                              |   |  | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37<br>105 | 気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。                              | 機能要求①         | 【環境管理設備】<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)           | 設計方針 (悪影響防止)                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に<br>関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止                               | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>106 | 屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることでの他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。                                      | 運用要求          | 施設共通 基本設計方針   | 設計方針 (悪影響防止)                 | 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止  | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>107 | 再処理施設と共用する気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に十分な容量を有する設計とする。また、1台を有する設計とする。                       | 設置要求<br>機能要求① | 【環境管理設備】<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)           | 設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))  | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                         | 【基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・気象観測設備の計測範囲について説明する。       | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>108 | 再処理施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に十分な容量を有する設計とする。また、必要な台数を有する設計とする。        | 設置要求<br>機能要求② | 【環境管理設備】<br>放射能観測車                                    | 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)) | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                         | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>109 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、洪水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。 | 機能要求①         | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) | 設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に<br>関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備  | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。                                       | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>110 | 屋外に保管する放射能観測車は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。                        | 冒頭宣言          | 基本方針  | 基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に<br>関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>111 | 環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) | 設計方針 (試験・検査性)                | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に<br>関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性           | 【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】<br>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号      | 基本設計方針   | 要求種別          | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |   |   |   |  |   |
|-----------|--|---------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|---|---|---|--|---|
|           |  |               | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④)                                 | 申請対象設備<br>(1項新規③)                       | 仕様表   | 添付書類   | 添付書類における記載                                    |
| 37<br>105 | 気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。                              | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —   | 【環境管理設備】<br>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） | —   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止            | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。 |
| 37<br>106 | 屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることによって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。                                    | 運用要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 施設共通 基本設計方針                                       | —                                       | 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止  | 【2.4 悪影響防止】<br>重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。   |   |
| 37<br>107 | 再処理施設と共用する気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。                   | 設置要求<br>機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）           | —                                       | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                      | 【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】<br>常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・気象観測設備の計測範囲について説明する。       |   |
| 37<br>108 | 再処理施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。    | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車                                | <計測装置><br>計測範囲                          | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲                      | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・移動モニタリング設備の計測範囲について説明する。 |   |
| 37<br>109 | 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、洪水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） | —                                       | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>a. 常設重大事故等対処設備  | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】<br>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。                                     |   |
| 37<br>110 | 屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。                            | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 基本方針  | —                                       | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   |   |
| 37<br>111 | 環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | ○          | —    | 【環境管理設備】<br>放射能観測車<br>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） | —                                       | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性           | 【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>・重大事故等対処設備の操作性について説明する。  |   |

| 項目番号      | 基本設計方針  | 要求種別           | 主な設備   | 展開事項   | 添付書類 構成  | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-----------|---|----------------|--|--|--|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|           |   |                |  |  |  |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37<br>112 | 6.1.6 代替放射能観測設備   | 設置要求           | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (代替放射能観測設備の設備構成、系統構成)                   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.4.1可搬型放射能観測設備   | 【3.4.1可搬型放射能観測設備】<br>・代替放射能観測設備の構成について説明する。<br><br>【V-2-4 配置図】<br>・代替放射能観測設備の配置について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>113 | 代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))、中性子線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))及び可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))で構成する。  | 機能要求①          | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (代替放射能観測設備の設備構成、系統構成)                   | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.4.1可搬型放射能観測設備   | 【3.4.1可搬型放射能観測設備】<br>・代替放射能観測設備の構成について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>114 | 可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (指示、表示、記録及び保存)<br>設計方針 (計測範囲)           | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲   | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br><br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>115 | 可搬型放射能観測設備は、再処理施設と共用する。   | 機能要求①          | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (悪影響防止)                                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>116 | 再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求①          | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))<br>設計方針 (悪影響防止) | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br><br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>117 | 可搬型放射能観測設備は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境管理設備が設置される環境管理施設から10m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することと位置的分散を図る設計とする。   | 設置要求           | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>118 | 再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。    | 設置要求<br>機能要求②  | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))                 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲  | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br><br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |



| 項目番号           | 基本設計方針  | 要求種別           | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                   |                          |   |  |
|----------------|---|----------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|--------------------------|---|--|
|                |   |                | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規②) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表                      | 添付書類  | 添付書類における記載   |
| 37<br>-<br>112 | 6.1.6 代替放射能観測設備<br>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。  | 設置要求           | -     | -                 | -                 | -   | -    | -          | -    | ○                 | -                 | -                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.4.1可搬型放射能観測設備<br>V-2-4 配置図   | 【3.4.1可搬型放射能観測設備】<br>・代替放射能観測設備の構成について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・代替放射能観測設備の配置について、説明する。  |
| 37<br>-<br>113 | 代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))、中性子線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。   | 機能要求①          | -     | -                 | -                 | -   | -    | -          | -    | ○                 | -                 | -                        | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.4.1可搬型放射能観測設備  | 【3.4.1可搬型放射能観測設備】<br>・代替放射能観測設備の構成について説明する。  |
| 37<br>-<br>114 | 可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。   | 機能要求①<br>機能要求② | -     | -                 | -                 | -   | -    | -          | -    | ○                 | -                 | <計測装置><br>検出器の種類<br>計測範囲 | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.8.1計測結果の指示または表示<br>3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存<br>4.1放射線管理施設の計測範囲  | 【3.8.1計測結果の指示または表示】<br>【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】<br>・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>について説明する。 |
| 37<br>-<br>115 | 可搬型放射能観測設備は、再処理施設と共用する。   | 機能要求①          | -     | -                 | -                 | -   | -    | -          | -    | ○                 | -                 | -                        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。  |
| 37<br>-<br>116 | 再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求①          | -     | -                 | -                 | -   | -    | -          | -    | ○                 | -                 | -                        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。                                |
| 37<br>-<br>117 | 可搬型放射能観測設備は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理施設近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。  | 設置要求           | -     | -                 | -                 | -   | -    | -          | -    | ○                 | -                 | -                        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>・可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する  |
| 37<br>-<br>118 | 再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。    | 設置要求<br>機能要求②  | -     | -                 | -                 | -   | -    | -          | -    | ○                 | -                 | <計測装置><br>計測範囲           | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>4.1放射線管理施設の計測範囲   | 【基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))】<br>・可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【4.1放射線管理施設の計測範囲】<br>について説明する。  |

| 項目番号      | 基本設計方針  | 要求種別  | 主な設備   | 展開事項   | 添付書類 構成  | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-----------|---|-------|--|--|--|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|           |   |       |  |  |  |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37<br>119 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる可搬型放射能観測設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新機設計」に基づき設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言  | 基本方針   | 基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。              | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>120 | 可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 設置要求  | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>121 | 可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言  | 基本方針   | 設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。                        | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>122 | 可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、設定、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。  | 機能要求① | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) | 設計方針 (試験・検査性)                                | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性   | 【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】<br>可搬型重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>123 | 6.1.7 代替気象観測設備<br>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。  | 設置要求  | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車                           | 設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)                    | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.5代替気象観測設備   | 【3.5代替気象観測設備】<br>代替気象観測設備の構成について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>可搬型気象観測用発電機の配置について、説明する。                                | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>124 | 代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型気象観測用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。  | 機能要求① | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車                           | 設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)                    | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.5代替気象観測設備   | 【3.5代替気象観測設備】<br>代替気象観測設備の構成について説明する。<br>【V-2-5 構造図】<br>可搬型気象観測用発電機の構造について、説明する。                                | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>125 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。   | 機能要求① | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置  | 設計方針 (設備構成)                                  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>126 | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 及び制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋) を可搬型重大事故等対処設備として配備する。   | 機能要求① | 【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)   | 設計方針 (設備構成)                                  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>127 | 代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。   | 機能要求① | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)                                    | 設計方針 (設備構成)                                  | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備   | 【3.1.3情報把握設備】<br>データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>128 | 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設と共用する。   | 機能要求① |  | 設計方針 (悪影響防止)                                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>129 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求① | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機   | 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))<br>設計方針 (悪影響防止) | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>130 | 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境管理設備が設置される敷地内施設敷地の敷地から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。                                      | 設置要求  | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機   | 設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する                                       | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号      | 基本設計方針  | 要求種別  | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                   |     |  |            |   |   |
|-----------|---|-------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|--|------------|---|---|
|           |   |       | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表 | 添付書類   | 添付書類における記載 |   |   |
| 37<br>119 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新機設計」に基づく設計をすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 基本方針   | —          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。                                |
| 37<br>120 | 可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 設置要求  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) | —          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   |
| 37<br>121 | 可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 冒頭宣言  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 基本方針   | —          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。  |
| 37<br>122 | 可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、設定、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。  | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型放射能観測設備】<br>ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)<br>中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)<br>可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) | —          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>・ 重大事故等対処設備の操作性について説明する。  |
| 37<br>123 | 6.1.7 代替気象観測設備<br>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。  | 設置要求  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車                                    | —          | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.5代替気象観測設備  | 【3.5代替気象観測設備】<br>・ 代替気象観測設備の構成について説明する。   |
| 37<br>124 | 代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型気象観測用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。  | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車                                    | —          | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.5代替気象観測設備<br>V-2-4 配置図<br>V-2-5 構造図  | 【3.5代替気象観測設備】<br>・ 代替気象観測設備の構成について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・ 可搬型気象観測用発電機の配置について、説明する。<br>【V-2-5 構造図】<br>・ 可搬型気象観測用発電機の構造について、説明する。 |
| 37<br>125 | 緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。   | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置  | —          | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・ データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   |
| 37<br>126 | 制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 及び制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋) を可搬型重大事故等対処設備として配置する。   | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)   | —          | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・ データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   |
| 37<br>127 | 代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。   | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【緊急時対策建屋情報把握設備】<br>情報収集装置<br>情報表示装置<br>【制御建屋情報把握設備】<br>制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)<br>制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)  | —          | V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書<br>3.1.3情報把握設備  | 【3.1.3情報把握設備】<br>・ データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。   |
| 37<br>128 | 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設と共用する。   | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | —  | —          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>可搬型重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   |
| 37<br>129 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 | 機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機  | —          | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【個数及び容量】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>可搬型重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。                 |
| 37<br>130 | 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境管理設備が設置される運転燃料加工施設の敷地内の敷地から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。                                 | 設置要求  | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | ○                 | —   | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機  | —          | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。   |

| 項目番号   | 基本設計方針  | 要求種別          | 主な設備  | 展開事項                              | 添付書類 構成  | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |      |            |
|--------|---|---------------|---|-----------------------------------|--|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|
|        |   |               |   |                                   |  |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 |
| 37-131 | 可搬型風向風速計は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射性加工施設の敷地内の費場から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。                  | 設置要求          | 【代替気象観測設備】<br>可搬型風向風速計  | 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備）） |  |   | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-132 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。   | 設置要求          | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射線支計、雨量計）   | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）   | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-133 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。                                   | 設置要求<br>機能要求① | 【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置   | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.5代替気象観測設備                   | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【3.5代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備の測定値のデータ伝送について説明する。 | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-134 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。                                      | 設置要求②         | 【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用発電機   | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）   | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-135 | 可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。  | 設置要求          | 【代替気象観測設備】<br>可搬型風向風速計  | 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））        |  |   | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-136 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 | 冒頭宣言          | 基本方針  | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。            | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-137 | 代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 設置要求          | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射線支計、雨量計）<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置<br>可搬型風向風速計<br>可搬型気象観測用発電機 | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。                                       | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-138 | 可搬型風向風速計は、漏水量を考慮し、影響を受けにくい高さへの保管、防水防護する設計とする。   | 運用要求          | 施設共通 基本設計方針   | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。                      | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-139 | 代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | 基本方針  | 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））         | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。                      | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-140 | 可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射線支計、雨量計）<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型風向風速計                                   | 設計方針（試験・検査性）                      | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性           | 【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】<br>・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。   | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-141 | 可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替等が可能な設計とする。   | 機能要求①         | 【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置<br>可搬型気象観測用発電機  | 設計方針（試験・検査性）                      |  |   | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-142 | 6.1.8 環境モニタリング用代替電源設備<br>重大事故等において、非常用内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。  | 設置要求          | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機<br>監視測定用運搬車  | 設計方針（環境モニタリング用代替電源設備構成、系統構成）      | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機<br>V-2-4 配置図                                       | 【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】<br>・ 環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>・ 環境モニタリング用可搬型発電機の配置について、説明する。         | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |
| 37-143 | 環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機（再処理施設と共用（以下同じ。））及び監視測定用運搬車（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。  | 機能要求①         | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機<br>監視測定用運搬車  | 設計方針（環境モニタリング用代替電源設備構成、系統構成）      | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機<br>V-2-5 構造図                                       | 【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】<br>・ 環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。<br>【V-2-5 構造図】<br>・ 環境モニタリング用可搬型発電機の構造について、説明する。      | —     | —                 | —   | —    | —          | —    | —                 | —                 | —   | —    | —          |

| 項目番号   | 基本設計方針   | 要求種別          | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                   |   |             |   |  |
|--------|--|---------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|---|-------------|---|--|
|        |  |               | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③) | 仕様表   | 添付書類        | 添付書類における記載  |  |
| 37-131 | 可搬型風向風速計は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工施設の敷地内の管理から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。                    | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【代替気象観測設備】<br>可搬型風向風速計  | —           | —   |  |
| 37-132 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。   | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射収支計、雨量計）   | —           | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）  | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。   |
| 37-133 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。                                 | 設置要求<br>機能要求① | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置   | —           | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）<br>V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.5代替気象観測設備                          | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【3.5代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備の測定値のデータ伝送について説明する。                                    |
| 37-134 | 再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。                                     | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用発電機   | <発電機><br>容量 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）  | 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。   |
| 37-135 | 可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。   | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【代替気象観測設備】<br>可搬型風向風速計  | —           | —   |  |
| 37-136 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に對処に用いる可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前策設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 基本方針  | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の範囲となる事象からの防護方針を説明する。   |
| 37-137 | 代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。   | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射収支計、雨量計）<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置<br>可搬型風向風速計<br>可搬型気象観測用発電機 | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   |
| 37-138 | 可搬型風向風速計は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。   | 運用要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 施設共通 基本設計方針   | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち自然現象からの防護方針を説明する。   |
| 37-139 | 代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 基本方針  | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備 | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物からの影響のうち防護方針を説明する。   |
| 37-140 | 可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。  | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【可搬型気象観測設備】<br>可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射収支計、雨量計）<br>【代替気象観測設備】<br>可搬型風向風速計                                   | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>(2) 試験・検査性      | 【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>重大事故等対処設備の操作性について説明する。   |
| 37-141 | 可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替等が可能な設計とする。  | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【代替気象観測設備】<br>可搬型気象観測用データ伝送装置<br>可搬型気象観測用発電機  | —           | —   |  |
| 37-142 | 6.1.8 環境モニタリング用代替電源設備<br>重大事故等において、非常用内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。   | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機<br>監視測定用運転率  | —           | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機<br>V-2-4 配置図<br>V-2-5 構造図                                 | 【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】<br>環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。<br>【V-2-4 配置図】<br>環境モニタリング用可搬型発電機の配置について、説明する。<br>【V-2-5 構造図】<br>環境モニタリング用可搬型発電機の構造について、説明する。 |
| 37-143 | 環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機（再処理施設と共用（以下同じ。））及び監視測定用運転率（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成する。監視測定用運転率は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。   | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | —    | ○                 | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機<br>監視測定用運転率  | —           | V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書<br>3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機   | 【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】<br>環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。  |

| 項目番号           | 基本設計方針  | 要求種別          | 主な設備                                 | 展開事項   | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|----------------|---|---------------|--------------------------------------|--|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|                |   |               |                                      |  |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37<br>-<br>144 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①         |                                      | 設計方針 (悪影響防止)                                       | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用  | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>-<br>145 | 再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工<br>施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台<br>数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさな<br>い設計とする。   | 機能要求①         | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | 基本方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))<br>設計方針 (悪影響防止) | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針<br>(2) 共用 | 【基本方針 (個数及び容量)】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様<br>を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響<br>についての考慮を説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>-<br>146 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング<br>設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバック<br>アップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視<br>区域境界付近から100m以上の距離距離を確保した複数の外部保管エリア<br>に分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。 | 設置要求          | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | 設計方針 (共通要因故障<br>に対する考慮等 (可搬型<br>重大事故等対処設備))        | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大<br>事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位<br>置的分散の考慮を説明する  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>-<br>147 | 再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタ<br>リング設備に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要<br>数及び余裕として故障時及び点検保守による再稼働時のバックアップ<br>を含め十分な台数を確保する設計とする。   | 設置要求<br>機能要求② | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | 設計方針 (個数及び容量<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する<br>説明書 (放射線管理施設)   | 【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等<br>対処設備))】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様<br>を説明する。  | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>-<br>148 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタ<br>リング用可搬型発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を<br>要因とする重大事故等に対する施設の新設計」に基づく設計とすること<br>で重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                                 | 冒頭宣言          | 基本方針                                 | 基本方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事<br>故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故<br>において想定した条件より厳しい条件の要因とな<br>る事象からの防護方針を説明する。                 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>-<br>149 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止で<br>きる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等<br>により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 設置要求          | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | 基本方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事<br>故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護<br>方針を説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>-<br>150 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第<br>1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受け<br>ない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損な<br>わない設計とする。  | 冒頭宣言          | 基本方針                                 | 設計方針 (環境条件等<br>(可搬型重大事故等対処<br>設備))                 | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事<br>故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影<br>響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明<br>する。                              | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 37<br>-<br>151 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確<br>実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方<br>式を用いる設計とする。   | 機能要求①         | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | 設計方針 (操作性の確<br>保)                                  | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等<br>対処設備が使用される条件の下における健全性<br>に関する説明書<br>別紙1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及<br>びアクセスルート<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお<br>ける健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(1) 操作性                          | 【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>・重大事故等対処設備の操作性について説明す<br>る。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |

| 項目番号   | 基本設計方針  | 要求種別          | 第3回申請 |                   |                   |     |      | 第4回申請      |      |                   |                                      |             |   |  |
|--------|---|---------------|-------|-------------------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|--------------------------------------|-------------|---|--|
|        |   |               | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③)                    | 仕様表         | 添付書類  | 添付書類における記載   |
| 37-144 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設と共用する。  | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | —                                    | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用   | 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。   |
| 37-145 | 再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。   | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | —           | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)<br>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.4 悪影響防止<br>2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 | 【基本方針(個数及び容量)】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。<br>【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】<br>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 |
| 37-146 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。 | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.3 共通要因故障に対する考慮<br>(2) 可搬型重大事故等対処設備  | 【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する   |
| 37-147 | 再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による再稼働時時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。  | 設置要求<br>機能要求② | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | <発電機><br>容量 | V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)  | 【基本方針(個数及び容量)】<br>可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。   |
| 37-148 | 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。                            | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 基本方針                                 | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。                   |
| 37-149 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 設置要求          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。   |
| 37-150 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。  | 冒頭宣言          | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 基本方針                                 | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.5 環境条件<br>(1) 環境条件<br>b. 可搬型重大事故等対処設備   | 【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】<br>重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。                                |
| 37-151 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。   | 機能要求①         | —     | —                 | —                 | —   | —    | —          | ○    | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | —           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書<br>別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(1) 操作性                      | 【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】<br>・重大事故等対処設備の操作性について説明する。  |

| 項目番号      | 基本設計方針  | 要求種別  | 主な設備  | 展開事項                   | 添付書類 構成   | 添付書類 説明内容   | 第1回申請 |                   |     |      | 第2回申請      |      |                   |                   |     |
|-----------|---|-------|---|------------------------|---|---|-------|-------------------|-----|------|------------|------|-------------------|-------------------|-----|
|           |   |       |   |                        |   |   | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更①) | 仕様表 | 添付書類 | 添付書類における記載 | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規①) | 仕様表 |
| 37<br>152 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。 | 機能要求① | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機                              | 設計方針（試験・検査性）           | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性<br>2.6 操作性及び試験・検査性<br>(2) 試験・検査性   | 【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】<br>・ 重大事故等対処設備の操作性について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-30     | 6.1.9 個人管理設備（個人管理用設備）<br>放射線業務従事者等の除量評価のため、個人線量計(再処理施設と共用(以下同じ。))を配備し、ホールボディカウンタ(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。    | 設置要求  | 【個人管理設備】<br>個人線量計<br>ホールボディカウンタ                                   | 設計方針（個人管理設備の設備構成、系統構成） | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに燃料分析関係設備及び代替燃料分析関係設備に関する説明書<br>3.1個人管理設備  | 【3.1個人管理設備】<br>・ 個人管理設備の構成について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-31     | 再処理施設の個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用する。  | 機能要求① | 【個人管理設備】<br>個人線量計<br>ホールボディカウンタ                                   | 設計方針（共用）               | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>1.7.6放射線管理施設<br>1.7.6放射線管理施設<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに燃料分析関係設備及び代替燃料分析関係設備に関する説明書<br>3. 施設の詳細設計方針<br>3.1個人管理設備 | 【1.7.6放射線管理施設】<br>○ 悪影響防止<br>○ 共用<br>・ 個人線量計及びホールボディカウンタは再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。<br>[3. 施設の詳細設計方針]<br>[3.1個人管理設備]<br>・ 個人管理設備の個数の考え方について説明する。 | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 |     |
| 19-32     | 個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。                | 機能要求① | 【個人管理設備】<br>個人線量計<br>ホールボディカウンタ                                   | 設計方針（共用）               | ※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。   | 【3.1個人管理設備】<br>・ 個人管理設備の個数の考え方について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-33     | 6.1.10 出入管理設備<br>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設置する設計とする。  | 設置要求  | 【出入管理設備】<br>退出モニター<br>ゲートの出入管理設備<br>放射線サーベイ機器<br>シャワ及び手洗い場を備えた除染室 | 設計方針（出入管理設備の設備構成、系統構成） | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに燃料分析関係設備及び代替燃料分析関係設備に関する説明書<br>3.2出入管理設備  | 【3.2出入管理設備】<br>・ 出入管理設備の構成について説明する。<br>・ 出入管理の方法について説明する。   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |
| 19-34     | MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設置した所定の出入口を通る設計とする。  | 設置要求  | 【出入管理設備】<br>ゲートの出入管理設備  | 設計方針（出入管理設備の設備構成、系統構成） |   |   | -     | -                 | -   | -    | -          | -    | -                 | -                 | -   |



| 項目番号      | 基本設計方針  | 要求種別  | 第3回申請 |                   |  |     |  | 第4回申請   |      |                   |                                      |     |   |  |
|-----------|---|-------|-------|-------------------|--|-----|--|---|------|-------------------|--------------------------------------|-----|---|--|
|           |   |       | 説明対象  | 申請対象設備<br>(2項変更②) | 申請対象設備<br>(1項新規④)  | 仕様表 | 添付書類   | 添付書類における記載  | 説明対象 | 申請対象設備<br>(2項変更④) | 申請対象設備<br>(1項新規③)                    | 仕様表 | 添付書類  | 添付書類における記載   |
| 37<br>152 | 環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。 | 機能要求① | —     | —                 | —  | —   | —  | —   | ○    | —                 | 【環境モニタリング用代替電源設備】<br>環境モニタリング用可搬型発電機 | —   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書<br>3. 健全性確保のための設計方針<br>3.4 操作性及び試験・検査性<br>3.4.2 重大事故等対処設備<br>(2)試験・検査性  | 【2.6 操作性及び試験・検査性<br>(1) 操作性】<br>・重大事故等対処設備の操作性について説明する。  |
| 19-30     | 6.1.9 個人管理設備（個人管理用設備）<br>放射線業務従事者等の除量評価のため、個人除量計(再処理施設と共用(以下同じ。))を配備し、ホールボディカウンタ(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。    | 設置要求  | —     | —                 | —  | —   | —  | —   | ○    | —                 | 【個人管理設備】<br>個人除量計<br>ホールボディカウンタ      | —   | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.1個人管理設備  | 【3.1個人管理設備】<br>・個人管理設備の構成について説明する。   |
| 19-31     | 再処理施設の個人除量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用する。  | 機能要求① | —     | —                 | —  | —   | —  | —   | ○    | —                 | 【個人管理設備】<br>個人除量計<br>ホールボディカウンタ      | —   | V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書<br>1.7系統施設毎の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設<br>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.施設の詳細設計方針<br>3.1個人管理設備 | 【1.7系統施設毎の設計上の考慮<br>1.7.6放射線管理施設】<br>○遮影防止<br>・個人除量計及びホールボディカウンタは再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 |
| 19-32     | 個人除量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。                | 機能要求① | —     | —                 | —  | —   | —  | —   | ○    | —                 | 【個人管理設備】<br>個人除量計<br>ホールボディカウンタ      | —   | 3.施設の詳細設計方針<br>3.1個人管理設備<br>※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。   | 【3.施設の詳細設計方針】<br>【3.1個人管理設備】<br>・個人管理設備の個数の考え方に<br>ついて説明する。  |
| 19-33     | 6.1.10 出入管理設備<br>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設置する設計とする。  | 設置要求  | ○     | —                 | 【出入管理設備】<br>退出モニタ<br>ゲートの出入管理設備<br>放射線サーベイ機器<br>シャワ及び手洗い場を備えた除染室 | —   | V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書<br>3.2出入管理設備 | 【3.2出入管理設備】<br>・出入管理設備の構成について説明する。<br>・出入管理の方法について説明する。 | —    | —                 | —                                    | —   | —   | —  |
| 19-34     | MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設置した所定の出入口を通る設計とする。  | 設置要求  | ○     | —                 | 【出入管理設備】<br>ゲートの出入管理設備<br>放射線サーベイ機器                              | —   | —  | —   | —    | —                 | —                                    | —   | —   | —  |

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
—：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月3日 R0

## 別紙 3

# 基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は追而とする。

## 別紙 4

# 添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は追而とする。

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は追而とする。

## 別紙 6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

注：本別紙は追而とする。